

◎議 事 日 程（第3号）

令和5年12月6日（水曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君
監 査 委 員	戸 谷 ・ 治 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

---

午前9時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（杉村義仁君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従って順次許可することにいたします。

最初に、質問順位9番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村議員。

○3番（中村文武君）

皆さん、おはようございます。

それでは一般質問を開始いたします。

本日は、画面にあります4点についてお伺いしますのでお願いします。

1点目、部活動の問題。2点目、公共施設の受益者負担の問題、3つ目、地元の道路の拡張の問題、4つ目、市の収入増加策についてお伺いします。

本日結論は出なくとも、次に向けて少しでも建設的な話になればという思いでお伺いしたいと思えます。持続可能な財政にするためにも、受益者負担の問題は避けては通れない道かと思ひ、勇気を持って踏み込ませていただきたいと考えております。

本日、目的は市民の皆様には現状や情報提供をし、課題を知っていただくこと、そして新しいアイデアを幾つか御提案することです。

まずは1点目、部活動の問題でございます。

佐織西、八開中は、この冬、平日の部活動がなくなりました。理由は、日没前に安全に下校するためということです。こういった理由なら全国一律部活がなくなるんじゃないかと思ひます。なぜ、市内でこの2校だけなくなったのでしょうか。また、旧海部郡管内で平日部活動を停止している学校はありますか。そして、公平性の観点から、市内一律ではなくこの2校ということは問題があるように思ひますが、教育委員会はどう考えているのでしょうか。

次に、部活動同様、公平性の観点から違和感がございます公共施設の受益者負担の考え方についてお伺いします。市民の皆様誤解のないようにお願いしますけれども、巡回バス等のことではありませんのでよろしくお祈いします。

なぜこの課題を取り上げたか、背景は2つあります。1つ目は、私が選挙当選後、すぐに地

元の支援者の方から、なぜお風呂は一部のリピーターが使っている状況なのに、無料に市の財政で負担しているのかと、そういったことはおかしいんじゃないかという御意見をいただきました。私も長年行政経験があることから、こういった問題は安易に取り上げることは難しい、してはいけない課題だと感じておりました。一方で、しばらくすると、スポーツの指導者から、私らはボランティアで指導していると、昔は学校は無料で使えた、なぜ有料にしたのか、お風呂は無料なのになぜかなどというような声も伝わってまいりました。私自身も、幼少期はスポーツに育てられ、大学では体育を学び、社会人でもスポーツで関わってきた身として、この現状は不平等だなあというふうに感じます。もちろん、スポーツ施設を無料にするという考え方はあるものの、現実的には困難であります。県で勤めていたときにも、スポーツになぜ税金を投入するのかという圧力や、コロナ禍におけるスポーツや文化は不要ではないかという議論とも闘ってまいりました。

したがって、スポーツには財政負担はできないという流れは一定程度理解したつもりでいます。スポーツは、日常生活に必須ではないという考え方もあるし、好きな人ができればいいという流れも一定理解した上で、質問にしたいと思います。そして、お風呂も多くの方が自宅にある現状、コロナ禍で生活スタイルが若干変化した現状を鑑み、今回取り上げることにいたしました。

また一方で、お風呂がない方、生活保護等の方は、もちろんお風呂は無料で継続してもいいのではないかとこの視点を持った上で、こういったお風呂の無料利用とスポーツ施設などの受益者負担の違いは、市としてはどのように考えるのか。スポーツ施設だけでなく、コミュニティーでも会議室利用料は受益者負担でありますので、この辺の見解をお伺いしたいと思います。

そして、財政力が、愛知県の市の中で下から2番目にこの愛西市は低いということであれば、やはり佐織老人福祉センターなどのお風呂利用料を無料から有料に変えて、例えばただお金を取るだけではなく、施設の充実や利用者も現在は高齢者のみということですが、範囲の拡大を試してみてもいいんじゃないかということで、御見解をお伺いしたいと思います。

少し画面のほうを御覧いただきたいと思います。

老人福祉法というものがあまして、老人福祉センターの記述があります。老人福祉センターは、無料または低額な料金でレクリエーション等に使ってもいいというような施設という目的が老人福祉法に書いてありますので、高額な料金は取ってはいけませんけれども、低額ということは可能でございます。こういったこと、さらには福祉目的で老人福祉センターは建設されていると思いますが、長年使用していただいているので、その目的を時代に合わせて変えてもいいのではないかなあというふうに思っております。

そしてさらに、このお風呂の問題につきまして、周辺自治体の類似施設の利用状況、利用料等の状況はいかがかということをお伺いしたいと思います。

続きまして3点目、道路の問題に移りたいと思います。

私、地元諏訪北河田学区でございますけれども、佐織保育園の前、JA佐織支店の前を通る都市計画道路佐織・津島線、これは非常に重要な道路でございます。この整備計画の進捗状況

を3点目お伺いしたいと思います。

続きまして4点目、市の収入が非常に少ないと、独自財源が少ないということで、市の収入のほうの増加策についてお伺いします。市の独自財源については、主に市税収入とその他収入の2つがあると考えております。持続可能な財政にするためにも、少しでも臨時収入や広告料等の恒常的収入が少しでも増加するように期待して質問いたします。

まず1点目、地域の方が疑問に思っております佐織庁舎の横の仮津島署の跡地の利用はどのようにするのでしょうか。

続いて、令和4年度決算書を御覧ください。画面を御覧ください。

こちらは、市の持っている財産でございます。行政財産と普通財産というのがありまして、普通財産のほうに注目したいと思います。普通財産は、行政の図書館とかそういったものではなくて、宅地とか売れるような財産でございます。画面をアップしていただきますと、宅地として2万9,780平米と結構大きな面積がございます。こういったものは実は売れるんじゃないかなあというふうなことは考えておりますが、実はこれだけ見ると、中にどういった資産があるかはちょっと分かりません。したがって、この3万平米の中で大きなもので結構でございますので、一体どういう資産があるのでしょうか。その活用は、今現在どのようにしているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

そして、次に行きまして、広告収入のほうに焦点を当てたいと思います。

これまでホームページのバナー広告や、広報の広告など様々な広告収入に取り組み、成果を上げられております。こういった点に非常に評価はさせていただいております。一方で、広告というものは行政の費用があまりかからず収入が上げられるので、いろんな場所に適切な広告箇所を発見し、収入増につなげてはどうかと考えました。

こういった広告できる場所を探して、増やしてみてもどうでしょうか。例えばですけれども、人がよく訪れる佐織庁舎や佐織体育館の入り口、そしてその文化会館の入り口や壁等で、事業の宣伝をしているところが空いていましたもので、そういったところの広告箇所を増やしたらどうかと考えますが、市のほうの御見解をお願いしたいと思います。

以上で総括質問を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、佐織西中、八開中の冬季平日部活動の活動停止問題における停止理由について御答弁させていただきます。

国が、令和4年12月に改定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、学校部活動は、教育課程外の活動として、その設置、運営は、学校の判断により行われ、市内各中学校において、校長が学校の部活動に係る活動方針を策定しております。

今年度は、冬季には日没時間が早まるため、部活動の活動可能時間及び下校の安全などを考慮して部活動を停止しております。

続きまして、旧海部郡管内の状況についてでございますが、本市を除く旧海部郡管外の中学

校で、冬季に期間を定めて、平日の部活動を停止している学校はありません。

続きまして、公平性から見た問題についてでございますが、冬季における平日の部活動は、停止をしていない学校においても、日没時間が早まることから、下校時間を考慮し活動時間を短縮しており、短時間でも可能なランニングなどのトレーニングが主なものとなっております。冬季に平日の部活動を停止している学校では、各自でできるトレーニングやストレッチなどを示すことにより、自主的な活動に向け取り組んでいることから、平日の学校での部活動の実施の有無によって大きな差が生じるとは考えておりません。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、第1項目、2点目、佐織老人福祉センターなどのお風呂を利用無料から有料化し、施設の充実、利用範囲の拡大をしてはどうかの御質問について御答弁いたします。

老人福祉法では、老人福祉増進の責務として、地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有するとあり、介護保険事業計画の中でも健康づくり、介護予防の推進として老人福祉センターの充実を上げています。今後、本格的な超高齢化社会が進む中、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することも重要で、老人福祉センターは高齢者の健康増進、介護予防、生きがいづくり、社会参加の推進をする上で、その施設の役割は大きいと考えます。

本市としては、無償での施設利用により、高齢者の介護予防や生きがいづくりの一環として少しでも多くの方に外出し、利用していただきたいと考えています。

続きまして、周辺自治体の類似施設の利用料について御答弁申し上げます。

津島市、あま市、弥富市は無料、蟹江町は多世代交流施設で一般の方300円、高齢者200円、小・中学生100円、大治町も多世代交流で未就学児は無料で、それ以外は100円となっております。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、大項目2点目の公共施設利用の受益者負担適正化の取組で、公平性の観点からの課題について御答弁をさせていただきます。

市が提供する公共サービスは道路や公園等といったような住民の日常生活に必要で、民間事業者からは提供されにくいサービスから、体育館、テニスコートの運営などのような特定の住民が利益を享受し、民間事業者においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたります。これら公共サービスについては、一律の受益者負担の原則で料金を設定することは困難であり、施設の特性やサービスの性質に応じて、受益者負担の割合を設定しております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、3点目の諏訪町地内都市計画道路の進捗はということでございます。都市計画道路佐織・津島線は昭和53年に都市計画決定され、佐織支庁南西交差点から藤浪駅前広場南西、津島市との行政界までの全延長約610メートルを整備する計画となっており、令和4年度までに270メートルを実施、44%の進捗率となっております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、4点目のうち、仮津島署の跡地利用に関して答弁をさせていただきます。

旧佐織庁舎跡地は、令和元年8月から令和4年11月まで、津島警察署の仮庁舎用地として賃貸借しておりました。現在は、支所の駐車場だけでなく、公民館や体育館等の臨時駐車場として利用しています。今後の跡地利用については、情報収集、研究しているところです。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、まず遊休資産の主なものとその活用についての答弁させていただきます。

市が保有する普通財産の宅地、約3万平米について、主立った物件について申し上げますと、立田町の旧農村環境改善センター跡地、早尾町の旧松永邸などがあります。旧農村環境改善センター跡地につきましては、令和3年度に取り壊され、国土交通省により跡地を福原地区河川防災ステーションとして今後整備していくこととなっております。また、旧松永邸は、現在、海部農林水産事務所による公共工事に伴う土砂仮置場として貸付けを行っております。

その他、地元のポンプ小屋や駐在所など、普通財産の多くを貸付けなどにより活用を行っております。

続きまして、広告可能場所を増やしてはどうかという御質問です。

愛西市公式ホームページのバナー広告や、広報「あいさい」の裏表紙、家庭ごみ収集カレンダーなどについて、有料にて広告掲載を行っております。有料広告が貴重な自主財源であることは認識をしておりますので、時代に即した手段の検討を続けていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、部活のほうから1つずつ再質問したいと思います。

部活のほうで、停止で何が問題かといいますと、冬、試合などがある部活があるんですよね。そうした場合、平日できないと、土・日どちらか1日だけになるんです。

画面のほうを御覧ください。こちら、ある部活の実際の予定表でございます。ずうっとこれアップで見ていただくと、バツばかりですね、部活の予定表、月から金まで12月バツばかりです。土曜日の午前中に3時間ほどございます。大会名とか部活名はちょっと隠させていただいておりますけれども、24日クリスマスイブが本番でございます。冬休みになりますと、26、27、28と午前中部活があります。大会前に12月部活ができるのは、僅か5回のみという形になっていきます。こういった形で本当に試合や発表、まともにできるんでしょうか。冬に大会がある部活は、こういった部活があるんでしょうか、御答弁のほうよろしく願いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

卓球やバスケットボール、ハンドボール、テニス、サッカー、吹奏楽などで冬季に大会が開催されております。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

特に課題なのは、やはりチームスポーツというところはやっぱり合わさないとなかなかうまくいかないというところがあると思います。こういった主要な大会があるところだと、やはり内申点とか子供の意欲に影響するような大会があると思います。こういったものと進学に影響するのではないかというふうに考えますし、同一市内で対応が分かれてしまうと大いに影響があると考えますけれども、こういったことも考えて代替手段は考えなかったのか、御答弁をお願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

冬季における部活動では、平日は活動時間や取組内容が制限されるため、土曜日または日曜日に設定される活動日の練習が主となることから、大きな影響が生じるとは考えておりません。

なお、進学に関しまして、調査書、内申書における部活動記録の入学選抜の活用につきましては、部活動の実績を点数化、得点、内申点への加算は愛知県では行っておらず、総合的に判断する際の資料としてのみ用いることとなっております。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁では内申点に影響はないというふうな御答弁をいただいたが、これで保護者や生徒が本当にそう思うかどうかはというのはちょっと分からないんですけれども、市内でこういった統一がされていないということもなかなか課題ではないかなあというふうに考えております。

続きまして、実際の生徒さんや保護者の声を少し皆様に御紹介したいと思いますので、画面を御覧いただきたいと思います。

この問題、私が覚知してから9月29日に正確に把握しまして、慌ててアンケート調査というものをご自分でやらせていただきました。知人に依頼しただけですので、回答数は少なく28人で行いました。一部紹介させていただきます。こちら保護者に聞きました。下校時間まで、本当に今10分、15分、20分程度でしか練習ができません。そういった短い中での部活動の再開を望みますかというような問いをさせていただきましたら、82.2%です。青の部分が素直に「はい」と、黄色の部分もコメントつきでイエスですので、足すと82.2%になります。続きまして、生徒さん独自にも聞きました。生徒は、イエスが82%、コンクールがあるのでやらないは困るというの紫の部分も含めると85.7%が再開を希望しております。

こういった実際の声がございます。今年度はなかなかひっくり返らないとしても、次年度見直す予定とかはありますでしょうか。お伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

中学校の校長は、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定することとなっております。次年度におきましては、各学校において部活動本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化、芸術環境とするための方針を生徒の活動状況等を勘案して策定してまいります。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございました。

そういったことでございますけれども、体力低下も言われる世の中ですし、部活動から学ぶものも多いと思いますので、次年度善処していただくことを期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、受益者負担の問題でございます。

先ほど、企画政策部長のほうから御答弁がありました。無料のほうは道路や公園といったような日常生活に必要な民間事業者からは提供されにくいサービスから、体育館、テニスコートの運営など、特定の住民が利益を享受し、民間事業者においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたりますという答弁のお話で少し驚いたんですけれども、福祉センターのお風呂は二項対立、二項並立しているような感じの文章に見えますので、どちらの部類に入るのかなあということをお伺いしたいと思います。

また、個々で判断するというところで、少し佐織福祉センターについて掘り下げてみたいんですけれども、佐織福祉センターの1日平均の利用者数のコロナ前、コロナ後とも教えていただけますでしょうか。あわせて、光熱水費及び指定管理料も併せて教えていただけるとありがたいです。よろしくお願ひします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

料金に関係につきましては、サービスが必需的なものか選択的のものか、また、市場代替性があるか否かについて、そういった内容について検討しながら料金のほうを考えております。設定しております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、佐織総合福祉センターの入浴施設の利用者数について、まずお答えします。

入浴利用者は、令和5年度は10月末までで1万1,815人、令和4年度は1万8,408人、令和3年度は1万7,505人、令和2年度1万716人です。

続きまして、コロナ禍の前と後での1日当たりの利用者数についてでございます。

1日当たりの平均来場者数は、コロナ禍前の令和元年度は164人、コロナ禍後の令和4年度は116人と3分の2程度に減少しています。コロナの影響により、令和2年度の利用者数は令和元年度の半分以下と大幅に減りましたが、令和3年度から少しずつ増加している状況です。

続いて、佐織総合福祉センターの入浴に係る光熱水費についてでございます。

令和4年度決算では、ガス代が327万8,000円です。その他の光熱水費につきましては、老人福祉センターの入浴施設のみの把握はしていません。以上です。

すみません、1つ答弁漏れでございました。

指定管理料につきましては、3,937万5,000円です。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

それでは少し画面のほう御覧ください。先ほど御答弁いただいたのを少しまとめさせていただきました。

来場者は少し減っていると。お風呂の利用者は令和4年度は分かりますけど、元年度は分からないということですね。指定管理料、光熱水費等を入れさせていただきました。1人当たり平均で換算しますと、年間指定管理料はこれぐらいかかっていると。指定管理料をお風呂の利用者ではちょっと割れないので、来場者数で割らせていただきました。これぐらいの費用がかかっていると思います。

ここでもう少し、光熱水費等指定管理料をちょっと具体的に質問していきたいんですけども、ここはシルバー人材センター、お風呂、あとすまいると3施設入っておりますが、光熱水費はお風呂だけでしょうか。シルバー人材センター、すまいるも含まれているのでしょうか。また、指定管理料についても、シルバー人材センター等の部分は含まれているのか、個別具体的に教えてください。よろしくお願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

電気料、水道料につきましては、子メーター等は設けておりませんので把握していませんが、含まれております。それから、シルバー人材センターの事務室といいますか、作業所のほうですね、そちらにつきましては、指定管理料の中に含まれております。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

お風呂だけにはやはり区別できないということで、もちろんそれは致し方ないかなと思います。シルバー人材センターの電気代も入っていて、作業所についても指定管理料が入っているということで、どれぐらいがシルバーの案分かがちょっと分かりませんが、そういったものを少し差し引いても、なかなかの高額の費用が使われているんだなあというふうに感じます。我々若い世代や、本当に高齢者の皆様、物価高騰で負担がそろそろ限界に近づいておりますので、市民の皆様にもここはこういう現状を知っていただいて、全ての世代が少しずつ我慢しませんかというようなことを、本当にぜひとも皆様とともに、市民の皆様を含めてお考えください、御意見を頂戴したく存じます。

それでは、こういったところで次の質問に移りたいと思います。

3点目、道路の問題でございます。

先ほど、44%の施工率というふうにお伺いしました。併設する用排水路等もありますが、こういったこと、暗渠化も含めてかなり重要な交通量も多い道でございます。残りの部分の上部利用の整備計画はあるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

都市計画道路佐織・津島線の整備において、併設する用排水路の用地を活用した整備を検討している区間につきましては、水路管理者と整備内容や費用負担等について調整が必要となり、現在整備の計画はございません。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

現在、整備の計画はないということでございますけれども、こちら非常に交通量も多いとこ

るでございます。そして、今この議会で条例が上げられていますけれども、佐織保育園もありますし、非常にいつも見ているんですけれども、渡るのが危ないなあでありますとか、例えば中高生が自転車であそこを南北に走っていくというような光景も日々目にしております。こういった、本当に喫緊の交通安全の課題があると思いますし、地域の地域の自治会から毎年粘り強く要望等も上げていただいている状況でございます。一気の整備は難しいかもしれないんですけれども、特に、小さいほうの排水路だけでも先に暗渠化して、少しでも費用が、負担がかからないような形で歩行者や自転車のみでも利用できると安全だなあというふうに思っております。そういったことにつきまして、本当に市民の方のためになるような行政を目指して、期待しております。そういったことも要望しまして、この質問を終わらせていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、普通財産についてでございます。

先ほど決算書で見る範囲だと、宅地が多いなと思っておりましたけれども、思ったより売れないものも多いように思います。今後は、面積の大きい旧松永邸や立田の社会福祉会館、佐屋北保育園の跡地利用等、いろんな様々な普通財産もございます。こういったものもぜひとも売却、賃貸等いろいろ活用できると思いますし、市の事業として活用できることもあるかと思っておりますので、様々な情報収集、検討をお願いしたいと思います。

そして、地元の人間からすると、津島署の跡地ですね、何かするのかなあという期待感を非常に持っております。例えばですけれども、民家に隣接はしていますけれども、そこと少し離れたところで、子供たちの遊び場として一時開放するとか、そういったことも期待したいなあというふうに思っておりますし、旧松永邸のところでは、やはり立田の総合運動場がフットボールセンター愛西ということでサッカー場になるというようなこともありますし、あそこは公園もありますけれども、本当に平場の更地の場所であれば、先日の議会でも子供は遊びの天才だと、原っぱがあれば何でも遊べるというようなお話も取り上げられたこともあります。そういった、原っぱの公園といった活用として松永邸もあるかなあというふうに考えられます。

今、県のほうにお貸ししているということですが、幾らの収益で、いつまで貸しているのでしょうか。お教えいただきたいと思っております。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

旧松永邸につきましては、海部農林水産事務所に土砂仮置場として1,498平米を令和3年度から、年間約100万円で貸付けをしているところでございます。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

年間100万円で1,500平米ということでした。これは期間の定めというのはないのでしょうか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

現在の予定でございますが、令和7年の8月末までを予定しております。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

令和7年の末ということで数年でございます。すぐには利用できないという状況が分かりました。少し先でありますので、まだまだ時期があると。その後、県がさらに使うかどうかはちょ

っと分からない状況もありますけれども、ぜひとも遊び場としての利用としての開放、そういったことも一つの案として検討できないかなあというふうに期待しております。

続きまして、少し廃校の利用ということで御説明したいと思います。

画面のほうを御覧いただきたいと思います。

先日11月の中旬頃、自民党青年局の視察で山形県のほうに行っていました。そこで、いろんな視察があったんですけども、廃校の利活用が2つほどございましたので御紹介したいと思います。

こちら村山市といったところで、市内中心部に高校があったところを、こちら約10億ぐらいかけて補助金も使いまして、リノベーションしました。中にはカフェや、左上の写真はワーキングスペースやカフェの飲食スペースになっています。右上が、スケボーができるような施設、コンクリ張りで屋根もあります。そういったものもありました。そして、右下のところは小さなネイルショップとか雑貨屋が借りているオフィスというようなものもありましたし、ネット環境を整えて、ここでワーキングスペースとなるような、こういった利用をしているところもありました。

特に、こういうことを説明させていただいたのは、本市で言えば福原分校等に活用できるんじゃないかなあというふうに考えております。

もう一件見に行ったんですけども、次のページへ行きます。こちらは、人口4,669人、山形県西川町の小学校跡地ということで、なかなかこういった現状を少し福原分校のほうと似ているんじゃないかなあということで、利活用もまねできるんじゃないかなあというふうに思って御紹介させていただきます。

こちらは、7校廃校になったうちの1校だそうです。実際使われているものはかわどい亭という飲食店と、こちら画面の真ん中2階に西川町歴史文化資料館といったもので、2施設しか利用していません。それ以外は空きスペースということでございますけれども、こういう活用をしています。

実際少しお話を聞かせていただきました。このかわどい亭というのは、女性の地域の農家の主婦の方々のグループで、13人で運営しているということでございます。このリノベーションにつきましては、農林水産省農泊の補助金の活用というものをしてリノベーションしましたと。営業日は金・土・日の週3営業でございます。こちら1階にございまして、2階で歴史文化資料館、こちら市の施設として直営しているということで、令和元年にオープンいたしました。こちら特筆すべきというところが、年間維持費が100万程度ということで、指定管理料もそのかわどい亭さんには払っていないというようなことです。光熱水費のみ市が負担しているということでございます。人件費とかは、かわどい亭さんのグループの方が自らランチ等売ってそこで人件費等を支出しているというようなことでございます。

こういった本当に活動地域のグループから使いたいというような声が上がってきたというような事情もございましてけれども、こういう市の負担がかからない、なおかつ地域を活性化できるようなアイデアというものを福原分校でできるんじゃないかなあというふうに思いますけれども

ども、実際出てきた食事はこういう地域の昔から皆さんが食べていた郷土料理というようなものがありました。こういう生きた活用というものを、そしてコストがかからない活用というものができるとはすけれども、こういった活用、チャレンジしてみたらどうかと思いますけれども、御見解いかがでしょうか。よろしくお願いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

廃校のリノベーションの関係ということで、御提案をいただいたと思いますが、御提案いただいた事例につきましては、今後の参考事例の一つとして承りたいと思います。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

ありがとうございました。

いろいろ検討していただくということで、幾つか本当に収入が上がる方法というのはあると思いますので、ほかにも、西川町を視察させていただきますと、画面はございませんけれども、デジタル住民票というものを発行しておりました。これは正式な住民票じゃなくて、居住地じゃなくても発行できる住民票でございまして、例えばですけれども、デジタル住民になれば、特典としては、その課の町長とリアルでつながれたりするというメリットとか、町内の日帰り温泉施設で入浴が無料になるというメリットをつけたり、道の駅にしかわで1,000円以上お買物をいただくと水がプレゼントされるといった、こういった特典付きのデジタル住民票というのも1枚1,000円で1,000枚発行しております。こういったものに例えば100万の収益が出ているわけでございます。

もう少し具体的にその収益のほうについて説明しますけれども、そういった100万円売上げが出たところで、実際に市に入ってくるのはその販売額の6割というような現状でございます。そして、このデジタル住民票というものが、実は転売できるというのが今のネット世代の株みたいな感じなんですけど制度になっていまして、転売されたら転売額のほう1割が自治体に入るというようなこういった制度にもなっているようでございます。こういった収入策についても、本当に今まで市民の方も聞いたことがないというような、本当に大丈夫かというような意見等も出るかと思いますが、こういう収入アップ策について、今風の収入アップ策についての見解、チャレンジしてみたらどうかと思いますけれども、財政当局いかがでしょうか。答弁よろしくお願いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

デジタル住民票の収入アップ策ということでございますが、自主財源の確保については重要であると考えておりますので、このような先進的な事例も含めまして、今後も研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

御答弁ありがとうございます。

すぐには導入できないということも百も承知での御提案でございます。これ以外にも本当に広告ができる箇所というのはいろいろあると思います。巡回バスもあるでしょうし、ホームペ

ージもあるでしょうし、市でWi-Fiをつなげば、クローバーテレビのほうにつながり、その画面等でもあるでしょうし、階段の蹴込みの部分もあるでしょうし、いろんなところがあると思います。そういったところもどんどん増やしていくことをぜひ期待したいと思いますし、最近下水道の蓋のところ、「あいさいちゃん」をデザインした蓋が完成しまして、本庁舎の北側の歩道に整備されているということでございます。こういった下水道人気もぜひとも取り入れまして、「あいさいちゃん」だけじゃなくて、下水道の蓋に企業広告をやるというような取組をされている市もございますので、そういったところもいろいろ検討をしていただいて、市の財政収入、独自財源を少しでも増やしていくという努力をしていただくということを切にお願いしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

3番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の5番・真野和久議員の質問を許します。

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、12月定例会の一般質問を行いたいと思います。

本日は1番目に、自衛隊の個人情報の提供について。それから2つ目に、小・中学校の統合の問題について。3点目は、3つ目として佐織保育園の存続について質問を行います。

まず最初に、自衛隊の個人情報の提供についてですが、中日新聞の8月1日付の朝刊で、自治体の自衛隊への名簿提供が報道されていました。本市も名簿の提供を行っていることになっていました。それについて質問をいたします。

提供している情報も対象年齢、人数、情報提供内容、そして提供の方法と時期についてお尋ねをします。また、以前から名簿の提供そのものは行っていたと思いますが、これまでとの提供方法の変更はどこにあるのか教えてください。

それから、3点目として、新聞によると、本市はこの名簿からの名前の除外申請ができることになっていると思いますけれども、これまでの除外申請の件数等についてお尋ねをいたします。

大きな項目2つ目の小・中学校の統廃合の問題についてです。

最初に、意向調査について。11月12日まで実施された愛西市小・中学校適正規模並びに老朽化対策に関する意向調査について、立田地区、八開地区で送付数や回答数、回答率などについてまず教えてください。今後の調査のまとめや公表はいつ、どのように行われるのか教えてください。

ださい。それから、今後の計画にどう生かしていくのかをお尋ねします。

座談会の結果の公表については、一般質問の提出後にホームページに掲載されましたので省略いたします。

大項目の3つ目の佐織保育園の存続についてです。

佐織保育園の今後の在り方についての地域説明会がありました。10月に、根高地区、小津地区、諏訪地区の3地区で行われた説明会で、説明の内容と、それから出された意見、また各会場の参加者数について教えてください。また、佐織地区の他の地域の説明会を行わないのかお尋ねをいたします。

佐織保育園に関しては、公立保育園としての意味はあると思いますので、存続を考える必要があるのではないのでしょうか。佐織保育園がもともと存続をさせる計画ではなかったのか確認をしたいと思います。また、公立保育園として一時保育など保育の充実を図っていく方向に方針を進めるべきではないかと思いますが、その点についてお尋ねをします。

以上で、最初の質問を終わります。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、私からは大項目1点目、自衛隊への個人情報の提供についてを答弁させていただきます。

まず提供している情報の内容等についてですが、自衛官募集事務は、自衛隊法第97条において、市町村の法定受託事務と定められています。また、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関する必要があると認めるときには、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告、または資料の提供を求めることができると規定されています。本市では、各法令の規定に基づき、自衛隊の情報提供をしております。

これまでは、各市町村の個人情報保護条例において自衛官募集対象者情報の防衛大臣への閲覧をしてまいりましたが、令和5年4月1日に改正個人情報保護法が施行され、同法に基づき実施することになりました。提供している情報は、対象年齢が情報提供を行う年度に18歳を迎える方で、人数は令和5年度が574人です。提供情報内容は、氏名、住所、郵便番号で、提供方法と時期は紙媒体で6月上旬に提供しました。

続いて、これまでの提供方法との変更等には対してであります。令和4年度は住民基本台帳法第11条に基づき、名簿の閲覧による情報提供をしており、開示した閲覧情報は広報「あいさい」で公表をしました。令和5年4月に個人情報保護法が改正されたことにより、今年度からは個人情報の保護に関する法令の第69条に基づいて、紙媒体で名簿の提供を行いました。

続いて、本市の除外申請についてであります。自衛隊への情報提供を希望されない方は、除外申請書を提出していただくことにより自衛隊へ提供する情報から除外します。申請受付は、令和5年度から行っており、申請期間は4月1日から5月31日までの期間2か月間で、申請件数はゼロ件です。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、小・中学校の統廃合の問題についてにおける意向調査の送付数、

回答数、回答率について御答弁させていただきます。

10月6日に開催した定例教育委員会において、立田、八開地区住民から十分な理解と協力、御意見等をいただく取組について協議いたしました。10月12日に臨時教育委員会を開催して再協議した結果、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査の実施が最も有効であると議決されました。意向調査の対象は、立田、八開地区の世帯とし、広報「あいさい」11月号と同時に調査票を配付しました。なお、解答用紙の回収は回答用封筒を活用した返送により行いました。立田地区におきまして調査対象の2,209世帯のうち、720世帯から回答をいただき、回答率は32.6%でした。八開地区におきましては、調査対象1,298世帯のうち、545世帯から回答をいただき、回答率は42.0%でした。

続きまして、調査結果の公表についてでございますが、集計等が終わり次第、広報「あいさい」やホームページのほか、各支所などに閲覧コーナーを設けて、市民の皆様へお知らせいたします。

続きまして、調査結果の活用についてでございますが、意向調査の結果は、保護者説明会や地区説明会、座談会などでいただきました御意見と合わせて、第1期愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の基礎資料として活用してまいります。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、大項目3点目の佐織保育園の存続について順に御答弁させていただきます。

まず地域説明会についてです。佐織保育園の今後の運営についての地域説明会については、令和5年10月24日と26日の2日間、午後6時半から佐織公民館で開催いたしました。愛西市子ども子育て会議での御意見を基に、愛西市の少子化の現状と各園の入所児童数の状況、民間保育施設の整備の見通しなどを説明し、7年後の令和12年度末をもって廃園にするという方向性を説明いたしました。

地域説明会では、いつまで佐織保育園に入園できるのかとの質問や、市の都市計画なども踏まえて、今後の方向性を考えてほしいとの意見、また、跡地利用についての質問もありました。地域説明会の参加者数については、10月24日の参加者は4人、26日の参加者は11人でした。

次に、地域説明会について行わないのかということですが、開園当時から身近な場所で見守りいただいている地域の皆様には、佐織保育園の今後の方向性を説明するために開催いたしました。他の地域での開催は考えておりません。

続きまして、計画についてです。これまでも、佐織保育園については移転、既存施設の利活用等による環境の整備を進めるとした愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランに基づき、日頃より必要な修繕等を行いながら、環境の整備を進めてまいりました。しかし、少子化の進行や入所園児数の減少等があることから、乳幼児人口や入所園児数の推移、民間保育施設の整備の見通しなどを愛西市子ども子育て会議の皆様にお示しし、会議で意見を伺った上で市としての方針を決定いたしました。

続きまして、一時保育についてです。現在、一時預かり事業については、佐屋中央保育園と佐織保育園で対応しております。現在の利用状況から見込みますと、佐屋中央保育園で対応が

できていると考えています。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

それでは、大項目1の自衛隊への個人情報の提供についてから再質問を行っていきます。

最初に確認ですが、愛西市では18歳の方の市民の名簿の提供を行っているという話でしたが、22歳については、現在名簿の提供を行っていないということによろしいでしょうか。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

22歳については、提供しておりません。

**○5番（真野和久君）**

それでは、今回から説明にもよりますが、令和5年度から、これまでは自衛隊の名簿の閲覧であったものを、市自ら名簿を提供するという形に形態が変わってしまったわけですね。そういう点でいうと、情報そのものを市自ら提供するということは、やはりそれなりに愛西市としてもしっかりとした対応をしていく必要があるというふうに考えます。特に、個人情報に関しては、個人情報保護法で提供できるようになっていますけれども、実際にじゃあどういうふうに名簿がなっていくのかということ、仮に自衛隊であったとしてもやはり市としてしっかりと点検をしていく必要もあると思います。

特にそうした中で、やはり名簿の対象者に対して、名簿提供をしっかりと周知をして、除外申請希望者が申請できるように個別に案内を送付していくことも必要だと思いますが、どうでしょうか。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

現在、自衛隊への情報提供について及び除外申請については、ホームページにて周知を行っております。個別に案内を送付はしておりません。以上です。

**○5番（真野和久君）**

その案内についてですが、令和5年度の除外申請に関しては、ホームページのほかに市民にどのように周知されたのかをお尋ねしたいと思います。実際ゼロ件であったということである、ほとんど市民には知らされていなかったのではないかと。特に、この新聞報道が出るまでは、というような状況もありますので、そうした点で、その点について教えてください。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

令和5年度については、ホームページ以外では周知はしておりません。以上です。

**○5番（真野和久君）**

そういう中で、やはり知らずに終わってしまった方もかなり何人もいると思うんですけども、今後ホームページや広報なども含めて、対象の市民に伝えていくという話ではありますが、いわゆる一般的な広報だけでは十分に伝わらないのではないかとと思いますが、その点についてはどうですか。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

まずは今後、広報「あいさい」3月号にて、除外申請についての周知をする予定をしております。以上です。

○5番（真野和久君）

3月に広報でお知らせをするというだけで十分なのかどうかというところについては、どのように考えていますか。

○市民協働部長（田口貴敏君）

まず、広報「あいさい」の3月号にて御案内をさせていただいた上、プラスホームページの案内をしながら、十分状況を確認していきたいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

そもそも、この名簿提供に関してですけれども、個別に除外申請の案内を送付しているような市町村はありませんか。

○市民協働部長（田口貴敏君）

まず海部地区では、除外申請の制度を設けているのが愛西市のみとなります。

また、除外申請を実施している近隣の自治体に確認をしましたが、ホームページでの周知、個別での案内は送付していないということをお伺いしております。以上です。

○5番（真野和久君）

基本的に自分の情報、個人情報というものは、やはり望まないことや場所に対して提供をされないという、いわゆる自己情報コントロール権というのがありますが、残念ながら日本の個人情報保護法ではその辺が非常に曖昧で弱いという指摘もありますけれども、そうしたものをしっかりと守っていくということが本当に必要ではないかというふうに思います。そうした中で、取りあえず広報をしたから、それによって知った人は除外申請を希望する人はしてくださいというふうでは、やはり問題ではないかというふうに思うんですね。

特に今回の場合だと、18歳の方に基本的に特定して情報を、全ての18歳の氏名とかなどの情報を伝えていくということになると、やはりその辺は狙い撃ちのピンポイントでやられるわけですし、そういう点でもしっかりとその辺りのことについて周知をする必要は必要ですし、また、やはりそうした特定の個人の情報を送るということであれば、やはりしっかりとその除外申請ができる、あるいは除外申請をできるということを案内をすることによって、その事実をそういったことが行われていることを知ってもらうということにもなると思うんです。

その点で、やはり単に広報等での周知だけではなくて、名簿の提供をしていますよという除外申請の案内をしっかりとやっていくことが、やはり必要になってくるとは思うんですが、その点についての市としての考え方をお尋ねします。

○市民協働部長（田口貴敏君）

まず当市としては、除外申請の制度を設けるということを現在しております。そして、周知としてもホームページ等で行っております。それ以上のことに関しましては、他市の状況も見ながら進めていきたいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

他市では除外申請そのものをまだやっていないところもある点でいうと、愛西市はそれなりに進めてきていることは理解できますが、やはりそれぞれの個人の情報をしっかりと自分で守

っていくという点で、ぜひとも個別の案内を送れるような送付するような体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の小・中学校の統廃合の問題についてお尋ねをいたします。

意向調査について、立田32.6%、八開42.0%という話がありましたが、意向調査の内容についてお尋ねをいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

立田地区における主な調査内容及び結果といたしましては、過小規模、小規模中学校に対する適正化、学校統合などについての考えはどの質問に対し、「よく理解できるし賛成である」「課題があるがおおむね賛成である」と回答された世帯が合わせて45%。一方で、「理解できるが反対である」「課題が多いため反対である」と回答された世帯が合わせて26%。「今の段階では判断できない」と回答された世帯が28%という結果でした。

続きまして、現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する。ただし、現在の立田中学校区在住の生徒で、現在の佐織西中学校までの距離、時間が新たな中学校に比べて短く、現在の佐織西中学校への進学を希望する場合は、現在の佐織西中学校へ進学できる制度を検討するについての考えはどの質問に対し、「理解できるし賛成である」「課題はあるがおおむね賛成である」と回答された世帯が合わせて41%。一方で、「理解できるが反対である」「課題が多いため反対である」と回答された世帯が合わせて34%。「今の段階では判断できない」と回答された世帯が25%という結果でした。

続きまして、現在の立田中学校の場所に、現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置する、ただし、立田北部小学校区の一部は、草平小学校へ進学できる制度を検討するについての考えはどの質問に対し、「理解できるし賛成である」「課題はあるがおおむね賛成である」と回答された世帯が合わせて60%。一方で、「理解できるが反対である」「課題が多いため反対である」と回答された世帯が合わせて20%。「今の段階では判断できない」と回答された世帯が20%という結果でした。

八開地区における主な調査内容及び結果といたしましては、過小規模、小規模中学校に対する適正化、学校統合などについての考えはどの質問に対し、「よく理解できるし適正である」「課題があるがおおむね賛成である」と回答された世帯が合わせて35%。一方で、「理解できるが反対である」「課題が多いため反対である」と回答された世帯が合わせて35%。「今の段階では判断できない」と回答された世帯が29%という結果でした。

続きまして、現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するについての考えはどの質問に対し、「理解できるし賛成である」「課題はあるがおおむね賛成である」と回答された世帯が合わせて42%。一方で、「理解できるが反対である」「課題が多いため反対である」と回答された世帯が合わせて33%。「今の段階では判断できない」と回答された世帯が25%という結果でした。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

立田地区においては、特に中学校で「賛成」「おおむね賛成」が41%、「反対」「おおむね反対」が24%、八開地区でも、統合そのものに対して「賛成」「おおむね賛成」が35%、「反対」のほう35%、中学校の統合については「賛成」42%、それから「反対」が33%ということで、基本的にあと「分からない」も含めてですけれども、やはり現状でいくとなかなか理解が得られているようには思えないというふうにも思います。

特に賛否が今のところかなり拮抗している状況の中で、このまま計画を策定していくのは大変問題ではないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

中学校に関する施策について、立田、八開地区ともに、おおむねも含めて賛成が反対を上回っています。現在、学校規模の適正化に関する情報は、各世帯向けの回覧やホームページなどにより周知するとともに、市内小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学校経由で教育委員会からのお知らせとしてお届けしております。また、7月から8月にかけて、座談会を立田地区、八開地区合わせて計62回開催いたしました。その上で実施した意向調査の結果は、尊重しなければなりません。

意向調査の結果や保護者説明会、地区説明会、座談会などでいただきました御意見と併せて、第1期愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の基礎資料として活用し、愛西市立小・中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の策定に取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

今、ただいま意向調査の結果について尊重しなければならないと言われましたが、実際に立田地区の中学校でも41%、34%、25%、八開地区でも統合そのものがもう35%、35%、29%で、そして中学校でも42%、33%、25%というような形でかなり割れている状況にあります。それはやはり住民の皆さんの合意形成を図りながらやっていくという点では、このまま進めていくのは非常に問題ではないかと考えます。

特に今回、この間、立田地区の教育環境を考える会から出された1,267名の署名と共に出されましたが、こうした基本計画素案の見直しを求める陳情が出ています。陳情では、佐屋中学校との統合には去年のアンケートで7割の小学校の保護者が反対していたが、地区協議会では修正をされなかったことや、3月の地域説明会でも反対意見がほとんどであったこと、座談会でも、協議会の案の修正もなく、教育委員会は合意形成を図ろうとしていないのではないかと、切実に切々と書かれています。こうした地域の衰退を憂う住民の皆さんの声に対して、やはり教育委員会はしっかりとその意を酌んで、丁寧にやっていかなければならないというふうに思います。

実際のところでは、もともと最初からのボタンの掛け違いというか、当初のところできっかりと住民の皆さんの声を聞いて方向性を定められていないというところに今の現状があると思いますが、現状でいうと、教育委員会はこうした説明会やアンケートを繰り返しながら、住民の諦めと時間切れを狙っているのかというふうにも捉えてしまいます。こうした中で、やはり

基本計画の策定を急ぐのではなくて、その前に陳情にあるような住民参加の委員会をつくるなどして、見直しを根本的に図っていくべきはないかと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

意向調査におきましても、地域住民の皆様から様々な御意見をいただきました。また、意向調査の結果を踏まえ、教育委員からは、今の段階では判断できないとの回答も多い、通学や統合後の人間関係、校風の違い、地域コミュニティとのつながり、防災拠点施設としての役割について不安や課題があるとの回答が多い、通学上の安全やスクールバスの導入等について、具体策を示す必要がある。学校の適正化に係る取組が、財政上の課題の解決ではなく、児童・生徒によりよい教育環境を整備していくことが目的であることを理解していただくための進め方を考える必要があるとの御意見もいただいております。

それらの御意見も踏まえまして、教育委員会といたしましては、学校規模適正化並びに老朽化対策に取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

教育委員会の中でも、委員の皆さんの中でも、まだまだ慎重にやっぱりやっていくべきだというような声も多いと思いますので、やはりしっかりとその点の最初のボタンの掛け違いのことも含めて、やはり見直しを考えていただきたいというふうに思います。

それでは、大項目3の佐織保育園の存続についてお尋ねをします。

まず最初に、佐織保育園そのものについて、今回廃園という形で説明会を行っておられますけれども、廃園ありきというか、なぜ廃園にするのか。また、これまでの検討の中で存続の可能性を検討しなかったのかどうか、この2つについてお尋ねします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、なぜ廃園にするのかという答弁ですが、少子化の進行や入所園児数の減少があることから、乳幼児の人口や入所園児数の推移、民間保育施設の整備の見通しなどを愛西市子ども子育て会議の皆様にお示しし、会議で意見を伺った上で市として廃園の方向性を決定いたしました。

存続の可能性を検討しなかったというところですが、愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランに基づき、移転、既存施設の利活用を踏まえ、存続の可能性も検討をしてきました。平成30年頃には、他施設の活用なども検討いたしましたが、保育所としての最低基準を満たすための施設整備や追加設備を整備しなければならないことも分かり、断念したこともありました。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

基本的に、こうした問題についてもちょっとあれですけども、もう一つは、さっきの一時保育などについて、佐屋保育園だけで対応できるというふうに言われましたが、佐屋中央保育園の1か所では、特に北部地区から、佐織を含め北部地区からと、一時保育を希望される保護者というのは、例えば病気があったりとか急用であったりとか、そうしたことが多いと思いますけれども、そうした中でやはり南部の1園だけでは問題、なかなか難しいのではないかと思います。

うんですが、その点についてはどのように考えますか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

一時保育については、緊急を要する場合を除き、原則利用を希望する日の7日前までに申込みをいただいております。保護者自らが希望して御利用いただく制度であるため、御理解をいただけるものと考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

あと、説明会についてですけれども、佐織保育園は確かに佐織地区のあの地区にあるわけですが、地域の子供だけが通っていたわけではなくて、佐織保育園の設立の経緯から考えても、佐織地区全体から通園をされてきました。そういった点でも、この近隣の3か所だけで、なおかつ3か所が15人というような状況の中では、やはり説明としてはあまりにも不十分ではないかと思うんですけれども、やはり佐織地区全体に関わるものとして説明会を広げて、しっかりと意見を聞いていくという必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

説明会は、佐織保育園の保護者と開園当時から身近な場所で見守りいただいている地域の皆様に対し、佐織保育園の今後の方向性を説明するために開催いたしました。開催に当たっては、地域説明会は回覧でお知らせした後、実施をしております。

また、保護者説明会に欠席をされた保護者の皆様には、保育園において廃園の方向性をお知らせしております。今後、正式に決定した後は、広報「あいさい」やホームページ等を通じてお知らせをしていく予定です。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

正式に決まってからみんなに知らせるといっているので本当にいいのかというところがやはり非常に重要なものだというふうに思います。そもそも、やはり子ども子育て会議を含めて廃園ありきの議論がずうっとされて、結局今回廃園ということで地域で説明会をすると。保護者に関しても、廃園ということで説明をすると。当然、廃園というふうになればできるだけ早く決めてほしいという声も当然出てくるのは当然だと思いますけれども、やはりしっかりと、公立保育園としての位置づけというものをしっかりと踏まえていくことが必要だと思うんですが、そういった点で、公立保育園の役割というものはどのようにお考えですか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

公立保育園の役割としましては、保育機能を高める取組の中心的役割を担うことや、保育の需要を的確に捉えながら、市全体の保育水準の向上を図ることがあります。また、ネットワークを活用しながら、児童相談所や学校等の行政機関と連携し、子育て支援を実施することも必要であり、役割を果たしております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

重要な役割を果たしていることは分かりますが、あと、この前の3か所3地区で行われた説明会の中で、意見として存続をしてほしいという意見はありませんでしたか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

廃園に対する反対の意見はございませんでした。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

あと、公立保育園というのは先ほどの説明もありましたが、やはり地域の保育の基準を決めてくるのが大体公立保育園だというふうに思います。そして、地域の保育の質を確保していく。特に、どうしてかという、いわゆる児童福祉法では24条の1項で、自治体は、保育を必要とする保護者が、保育を希望すればそれに応じなければならないと定められており、やはり保育サービスをしっかりと提供させていくことがうたってあります。そういう点から見ても、これまでも保育園の様々な預け入れ条件や環境というものを改善していく上で、やはり公立保育園が非常に先を走っていったというふうとも思います。条件の改善についても、やはり公立保育園であれば財源の問題も一応ありますけれども、体制も含めて民間に比べればやはり整備しやすいという中で、先進を走っていくことができる。そういう形で、地域の保育の基準や水準を定め、確保しているのではないかというふうに思います。

たとえ民間保育園のように、はっきりとした特徴がなくても、地域の保育の基準をつくるという、そういった公立保育園の役割があります。先ほどの一時保育の問題でもそうですが、現状でいうと、緊急に預かるということが難しい状況にもあります。また、以前にも質問しましたが、病児・病後児保育についても、今はファミリー・サポート等での対応はされていますけれども、やはり、医療と連携した公立保育園等が役割を担っていくべきではないかとも思います。そういったところでのしっかりとした対応はできるというのが、公立保育園の強みでもあります。そういう意味で、子供は確かに減っているし、そしてまた民間の保育園の拡充というのは当然大事でありますけれども、やはり公立保育園としての役割をしっかりと全うさせるためにも、愛西市内において南北にそれぞれの公立保育園を置くということは、非常に政策的にも重要ではないかというふうにも思います。

その点で、特にまた現在、保育士の配置基準の改善が今、課題となっています。昨日も説明がありましたが、4・5歳児でも30人というような、すごい日本の保育基準というのは後れている状況がある中で、内閣府の子ども・子育て会議の中でもそうした保育の質の改善が示されています。

今後、そうしたことも踏まえて、やはり考えれば、7年後に今廃園を決めてしまうことも問題ではないかと。やはり保育状況そのものが大きく今後変わってくる可能性もあります。単に子供が減るというだけではなくて、子供が減少するではなくて、それだけではなくて、やはり保育の質をどう改善していくかという中でも、公立保育園の役割は非常に重要だというふうに思います。

その点で1つは、7年後に廃園をするというのを今決めてしまうのは問題ではないかということと、もう一つは、やはり公立保育園の役割を踏まえて、公立保育園の維持ということをしかりともう一度考えていく必要があるのではないかと思うんですが、その点についてお尋ねをいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

市としまして、民間が安定的に保育を提供できるように市は考えなければなりません。そして、民間の安定的な基盤をつくっていくことも必要であると考えます。そのために、定期的に行っている園長会等で検討を重ね、今後の保育の在り方についても、しっかり安定的に保護者に安心をしてもらった上での保育事業を展開していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

当然、民間の支援というのは非常に大事だし、民間の保育基準や保育内容を高めていくことも大事だと思います。ただ、やはり先ほど申し上げましたが、様々な保育条件とかを改善していこうと思うならば、やはり公立保育園がまずはやりやすいということを含めて進めていくことが必要ではないかと思えます。ぜひともそうしたことも含めて、考え方をもう一度改めていただきたいというふうに思います。

昨日もありましたが、私立保育園には国、県、市の補助がある。特に国、県からの大きな補助がありますが、公立保育園は一般財源でという話がありました。しかし、一般財源化といっても、2004年の政府の三位一体改革の中で、これまで公立保育園の保育所運営費が国庫補助金で交付されていたものが地方交付税交付金の中に組み入れられたということであって、決してお金がなくなったわけではないし、なおかつ、市の市税とかだけを使って運営がされているわけではありません。地方交付税に、交付金に見合った形の対応も十分できます。そういう意味で、保育園の職員数の確保や改善、また施設の改善もその中で使って、本来使うべきお金は確保されているので、そうしたことも含めて検討をしていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の9番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田議員。

**○9番（角田龍仁君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、大きく2項目について質問させていただきます。

大項目1点目は、建設的投資である道路について、2つ目は、昨年度の一般質問でもお聞きしましたが、2025年問題で、その中でも高齢化、介護問題について質問させていただきます。まず大項目1点目の建設的投資の中の一つである道路について質問に入りたいと思えます。

建設的投資の中の交通インフラの一つでもある道路は、人の体で例えるならば血管のようなもので、人は血液の流れがよくなれば健康になるように、道路も流れがよくなれば経済も活性化いたします。道路には、国が管理する国道、県が管理する県道、市が管理する市道がありますが、愛西市が管理する市道は、国道や県道のような大きな道路、人で例えるならば動脈へつながるための、言わば毛細血管のような役割を果たしますが、効率よく国道、県道につながれば人の流れがよくなり、経済の活性化にも寄与すると考えられますが、そこで質問いたします。

愛西市は、愛西市になってから、道路拡幅工事、歩道設置や暗渠化なども含んだ工事は何か所行ったのかお答えください。

また、新しく道路を造った箇所は何か所あるのかお答えください。

次に、市になる前から、旧町村時代から引き継いで行った道路は何か所あるのかもお答えください。

次に、大項目2点目の2025年問題の中の一つである高齢化・介護問題について質問させていただきます。

画面をお願いいたします。画面を御覧ください。

こちらは、愛西市の人口の推移を表したグラフになります。

下の折れ線グラフのオレンジ色の四角の折れ線グラフになります、これが高齢化率を表したグラフになります。上の緑色の丸の折れ線グラフになりますが、こちらが生産年齢人口の割合を表したグラフになります。見ていただくと分かりますように、だんだんと高齢化が上がって、生産年齢人口は下がっているのが分かると思いますが、そこで一応これを見て、ちょっと黄色で見にくいと思うんですが、一応2020年10月時点では、愛西市は高齢化率が2番目なんですよね。

そこで質問したいと思います。

今の愛西市の高齢化率の県内の順位をお答えください。高齢化率も併せてお答えください。

あと、愛西市の地区別なのですが、佐屋、立田、八開、佐織地区の高齢化率も併せてお答えください。

次にこちらを御覧ください。

こちらのグラフですが、こちらは介護認定率の推移を表したグラフになります。見てみていただくと分かるように、順番に上がっていっていますのがよく分かると思います。そして、こちらを見ていただきますと、令和5年7月ですね、最近だと思えますが、愛知県内では14番目の介護認定率だというのが載っております。

そこで質問させていただきます。

今の愛西市の介護認定率の県内での順位をお答えください。

また、愛西市の地区別ですね、佐屋、立田、八開、佐織の介護認定率も併せてお願いします。

あとですが、合併後の愛西市の介護保険料の推移も併せてお答えください。

以上、総括質問になります。順次、回答のほどよろしく願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、私からは、建設的投資（道路）について順次お答えをさせていただきたいと思えます。

平成17年度の市町村合併以降、道路拡幅を含む道路改良工事を82か所実施しております。

道路の新設について、市町村合併以降では勝幡駅前広場を含む周辺道路を整備しております。現在は、諸桑町において日光川右岸堤防災道路への取付道路整備事業を進めております。

平成17年度の市町村合併以前から引き継いだ工事といたしまして、道路改良工事12件、歩道設置工事1件を実施いたしました。私からは以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、2025年問題についての御質問に順次お答えいたします。

まず、令和5年10月1日現在の65歳以上の高齢化率は31.6%で、県内順位は2020年の統計によりますと44の介護保険者の中で高いほうから2番目になります。

次に、令和5年10月1日現在の地区別の高齢化率は、佐屋地区30.4%、立田地区35.6%、八開地区36.4%、佐織地区30.9%です。

次に、令和5年10月1日現在の介護認定率は17.2%です。また、県内順位は令和5年7月の統計で、高いほうから14番目になります。

次に、令和5年10月1日現在の地区別の介護認定率は、佐屋地区16.6%、立田地区15.6%、八開地区15.1%、佐織地区17.6%です。

最後に、合併後の愛西市の介護保険料の推移についてです。基準額でお答えいたします。

平成18年度からの3年間の第3期は3,850円、第4期も3,850円、第5期は4,350円、第6期は4,800円、第7期は5,100円、令和5年度までの第8期は5,500円です。以上です。

#### ○9番（角田龍仁君）

それぞれの御答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まずは、建設的投資について質問させていただきます。

道路拡幅工事などを82か所実施したということで、結構な数を行っているんだなということが分かりました。

しかしですが、旧町村時代から引き継いで工事を行った道路では、道路改良工事、拡幅工事になります12件ですね。あと、歩道設置が1件で、新しく道路を造ったところは、今の質問では勝幡駅前周辺広場を含む周辺道路を整備しているとの回答でした。また、日光川右岸堤防災道路への取付道路整備を進めているとのことですが、少し新しく道路を造るのが少ないように思われますが、そこで再質問させていただきます。

市になってから、既設道路の拡幅を含めて計画した道路はあるのかどうかちょっとお答えください。お願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

新市になって計画した道路の主なものといたしましては、弥富インターチェンジ周辺の市道29号線、あと市道166号線の拡幅を実施いたしました。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

弥富インターチェンジの周辺の道路の拡幅なども行ったという答弁でありましたが、こちらはこれから行う企業誘致への先行投資の意味的にはよいと思われま

す。そこで、道路の計画にはですが、都市計画道路というものもありますが、その中でも市決定と県決定があります。事業主体がそれによって決まるのかお答えください。よろしくお願

○産業建設部長（宮川昌和君）

現在、本市の都市計画道路として全17路線のうち、13路線が愛知県、4路線が愛西市で都市計画決定されております。

県決定の路線は愛知県、市決定の路線は愛西市が事業主体となり、整備を進めていくところ

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

では、認定されている都市計画道路のうち、愛西市になってから何か所施行を行ったのか、またその進捗状況をお答えください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本市の都市計画道路の整備状況といたしましては、令和4年度までで全延長約32キロメートルのうち、10.7キロメートルの整備を行い、進捗状況といたしましては33%となっております。

平成17年度の市町村合併後、都市計画道路佐織・津島線、都市計画道路勝幡停車場線の2か所の整備を行っております。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、都市計画決定された道路、施設も含めてですが、これから行う計画がある施設をお答えください。よろしくお願

○産業建設部長（宮川昌和君）

現在、愛西市で都市計画施設として整備の計画があるものとしていたしましては、愛西市花はす公園、（仮称）愛西市南部地区工業団地、佐屋駅前広場などがございます。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

今聞かれたところ、道路の計画はないということですが、はす公園だとか、今進めている道の駅のあれですね、あと、工業団地、今度新しくやろうとしている企業誘致ですね、こちらとあと佐屋駅前広場、こちらを進めていくということが分かりました。

次のスクリーン、皆さん御覧ください。

こちらが都市計画図になります。

オレンジ色で塗り潰されているところは、もう施工済みの計画道路になります。

先ほど中村議員が質問された都市計画道路のところですけど、この700番台ってちょっと分かかりますかね。ちょっと見えないと思いますが、これ番号が書いてあるんですが、754と書いてあります。これ700番台というところが市決定の都市計画道路になります。

あと、先ほど中村議員が質問されたのは今白くなっているところですね。途中までオレンジで施工は済んでおるんですが、ここから北へ上るところ、まだこれが未着手の区間になります。

あと、愛西市のまずこちらの道路と、あと次も見ていただくと分かれますが、こちらの勝幡駅ですね。勝幡駅のオレンジ色を塗ってあるところが駅前広場で施工したところですが、ここから西へ向かっていく道路、こちらは一応計画道路がまだ残っております。これもよく見ていただくと、755と書いてあります。これも市決定の道路になります。こちらはまだ未着手でございます。

次ですが、今度は佐屋地区のほうになります。これ皆さん場所が分かるかどうかちょっと分かりませんが、この交差点は鈴木整形とあとコンビニがある、ファミリーマートがあるところの交差点になる、これは県道飛島・津島線との合流するところですね、これが西へ行っていたと、ちょっともうこれは県境や市境で切れちゃっていますが、名鉄運輸があるところなんです。こちら津島のほうからもう道路ができております。こちらからずっと今言った鈴木整形のほうへ向かって抜けていく、これが番号が751、これも市決定の道路なんです。これが最終的にはちょっと切れていますが、155号までつなぐ計画の都市計画道路になっております。こういった路線もまだ残っております。ぜひともちょっと計画というか段取りを組んでというか、どこからかちょっと検討していただいて、進めていただくのがいいかなと思います。

次に、こちらのスクリーンも御覧ください。

こちらは愛西市緊急輸送道路の位置図になります。

まず、こちらがちょっとすごい見にくい図面にはなりますが、まず赤色の線ですね、赤色の線、まず真ん中にずっと赤色の線があると思います。あと下のほうも、これは言いますと県道、国道になります。赤色が第1次緊急輸送道路に指定されておまして、愛西市では東名阪国道と国道1号線、あと国道155号線が指定されております。

次に青い線になります。こちらが第2次緊急輸送道路で、県道飛島・津島線と、あと佐屋・多度線ですね。こちらありますね、佐屋・多度線。あと津島・南濃線、あと給父・清須線、あま・愛西線などが指定されております。それらの道路と結ぶというか、防災拠点と避難所への連絡するための道路として、補完道路というのが指定されております。これがちょっと見えにくいですが、オレンジ色の道路になります。見ていただくと分かると思います。これが幹線市道やとかその他の県道が指定されておりますが、そこでちょっと質問させていただきます。

補完道路に指定された幹線道路とかですが、愛西市になってから整備などを行った道路がどれぐらいあるか、ちょっとお答えください。お願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

平成17年度の市町村合併以降、緊急輸送道路の補完道路として位置づけられている市道では、修繕工事を含め50か所実施をしております。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

修繕を含め、50か所実施されているということです。

そのうちですが、道路拡幅や歩道設置などの道路改良工事は何か所実施したのか、また整備したのはどこなのかお答えください。よろしく願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

道路改良工事は、道路拡幅13件、歩道設置3件を実施いたしました。主な整備路線としては、レンコン街道として認定されている市道2号線、勝幡駅西側踏切をまたぐ市道20号線、市役所北側の市道24号線、また総合斎苑北側の市道163号線となります。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

今言われた主な道路の4路線ですね、黄色で今日ちょっと慌てて塗ったんですが、これがレンコン街道の一部で、合併されてから行った高架の道路の一部ですね。黄色く塗ってある、こちらがレンコン街道で市道2号線になります。そして、こちらが勝幡駅の踏切があるところですね。こちらが市道20号線ですかね。黄色でちょっと見えにくい、31の下のほうに塗ってあると思うんですが。あと次に、こちらが本庁舎、今の市役所の前の道ですね、北側の、こちらを整備されたということですね。あと、こちらのほうは総合斎苑の跡ですね、こちらが整備されたということになります。

こういったところは整備はしていただいておりますが、ほかにも課題、これを見ていただくと分かるようにオレンジ色の道路というのがすごくあります、たくさん。こちらのほうも計画を持ってちょっと考えていただきたいなと思います。

こちらの表を見ていただくと、ちょっと色塗りしたところが先ほど言われた4か所の路線になります。ただ、これだけの数の道路が補完道路として指定されておりますので、点検していただくと同時に、危ないところは直していただく、また必要なところは拡幅して道路は通りやすいように、歩道も含めて整備を考えていただきたいと思います。

次にですが、愛西市の皆様のところにも届いた方も見えると思いますが、今、国が実施検討を進めている道路整備事業の一つであります東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道をつなぐ一宮・西港道路などが計画が進んでおります。市の道路行政の進め方として、考え方をぜひお答えください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本市を含みます海部地域全体の広域的な骨格となる一宮・西港道路や木曾川・長良川新架橋など、国や県による新たな道路整備を見据えつつ、事業効果の検証や国や県の補助制度の活用を検討するとともに、関係者との調整を行うことで、市の都市計画道路や幹線道路の整備を計画的に実施してまいります。以上でございます。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

ぜひ、国や県が行う道路整備事業と連携しながら、都市計画道路をはじめ、幹線道路、補完道路の整備をしっかりとした計画をもって進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に2025年問題の高齢化・介護についての再質問に移りたいと思います。

じゃあまた1つ、こちらのスクリーンを御覧ください。

こちらは先ほど回答いただきました地区別の高齢化率と介護認定率をまとめた表になります。

これを見ていただきますと、立田地区と八開地区は高齢化率が高いのが分かると思いますが、それに比べて介護認定率が低いのも分かります。一応右のほうに、ちょっと見ていただくと分かるんですが、こちらは世帯数をちょっと調べまして、その世帯数の1世帯当たりの人数を単純に割って出ささせていただきました。それを見ていただくと分かりますが、1世帯当たりの人数が多いほど介護認定率が低い傾向が見られます。これは家族が多いと身の回りの世話をしてくれる方がいるためか、あるいは話し相手だとか人との交流が多いためなのかなともちょっと考えられます。

もう一つ、下に農家率もちょっと調べさせてもらいました。

農家率ですね、こちら佐屋、立田、八開の農家率と介護認定率が載っております。農家率ですね、やはり立田、八開地区は21%、28%ということですからかなり高いですね。佐屋、佐織は4%、5%。これに比例してというか、反比例して、介護認定率が低いのが分かると思います。農家の方はよく体を動かしてみるので元気なのかなとも思われます。

次に、これがちょっと分かりやすいようにちょっとグラフもつくってみました。

横軸が介護認定率です。縦軸が1世帯当たりの人数になります。

これで見ていただきましても分かるように、本当に右肩下がり、きれいに1世帯当たりの人数が多いと認定率が低くて、低いと高いのかなというのがちょっと思います。

農家のほうもちょっとずれてはいますが、こんな感じで農家率が高ければ高いほど介護認定率は低いのかなというのがちょっと見て分かりますが、こんな傾向がちょっと見られますが、市としての見解はどうなのかちょっとお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

一つ要因として考えられることは、独り暮らしや夫婦のみで生活されている高齢者より、2世代、3世代で生活されているほうが、人生への生きがいを感じ、子や孫らと会話する機会が増え、日々の活力が得られていること、またある大学の調べでは、自営農業者の医療費は、非農業従事者に比べ3割程度少ないとの調査結果もあり、毎日体を動かすことが健康維持につながり、介護認定率の低さにつながっているのではないかと考えています。以上です。

#### ○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

私も同じように考えております。そのような見解を見据えた施策を考えていかねばならないかなと、私も思っております。

それでは、市として今後の高齢化率、介護認定率の見通しをお答えください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

今後、高齢化率や介護認定率は増加の一途をたどるものと見込んでいます。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

先ほどの統括質問での答弁でもありましたように、介護保険料の推移は年々増加していますが、今後の介護給付費の見込みもちょっと教えてください。お願いいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

介護リスクが高い年齢は、80歳手前あたりからだと考えています。75歳から84歳人口は2025年頃をピークに減少し、85歳以上人口は2035年頃まで増加が見込まれていますので、それに比例し2035年頃までは介護給付費の増加も見込んでいます。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

まだまだ10年以上は介護給付費の増加が見込まれるということですので、少しでも介護給付費を抑える事業が必要であることが分かります。

今年度から行っている事業で保健と介護の一体的事業がその中の一つの事業と考えられますが、その事業の経過や分析などを教えてください。よろしくお願いいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

一体的事業として、令和5年度からフレイル出前講座、フレイル予防プログラムを開始し、2つのサロンで25人の方に実施しています。

15の質問票、栄養アンケート、体力テストなどを基に、理学療法士、管理栄養士による運動や栄養の専門指導の実施、また保健師が運動や食事の予防の取組をサポートし、家庭での継続を目指して支援しています。

さらに今後は、家庭での実践をチェック表で記録してもらい、生活への定着や体力テストによる評価をしていきます。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

御答弁にありましたように、専門的な方のサポートや指導が受けられるということですので、これからの効果に期待したいと思います。

ほかにもフレイル予防として、市はどのような事業を行っているのか、またお答えください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

お出かけサロン、脳若トレーニング教室、認知症予防教室、フレイル予防教室、ヨガ教室があります。以上です。

○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

いろいろ取り組んでおられるのは分かりましたが、ここで私の提案でございますが、こちらのスクリーンをちょっと御覧ください。

こちらは、この前の文化祭のときのフォークダンスの写真になります。

私もこのフォークダンスに参加させていただきましたが、70歳以上の方がほとんどで、中には80歳の方もお見えになります。ただ本当にこれ、ちょっと2枚しかないんですけど、元気に踊っておられます。フォークダンスは頭を使うと同時に体も使いますもので、認知症予防の効果もあるという見解も出ております。

じゃあ、次にちょっと見ていただきますと、こちらがモダン出版株式会社が発行する社交ダンスの情報誌になります。

こちらが「月刊ダンスビュー」2023年の2月号に掲載された、次がこの中の記事になりますが、ちょっと見ていただきますと、社交ダンスは予防だけではなく、こちらにちょっと書いてありますが、症状の改善にも役立つという研究結果で認められるようで、こちら社交ダンスを取り入れたデイサービスセンターがあるということで、私、名古屋にあるデイサービスアクア1号へ行ってまいりました。

次に見ていただくのはその写真になりますね。

このように、まず椅子を使って、本当にこれはフレイル予防なのか体のための運動みたいな感じでやっている写真になるんですが、こういった練習を、まず最初に準備運動をして、次はこういった形で、男の方なんですけど、右のほうの方が先生ですね。こちらの方が一人一人手を取ってこのように踊っておられます。大変元気で、皆さん、また姿勢がいいんですよ。本当に元気で踊っておられて、楽しくやっておられました。

こういったフォークダンスだとか社交ダンス、フレイル予防の事業として取り入れていくことを市のほうも考えていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか、考えていただくことをお願いしながら、ちょっとお尋ねしますがどうでしょうか、よろしく願いいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

既存の介護予防事業の分析や見直しを行いながら、新しい事業実施も考えています。

ダンスを取り入れた教室や事業も選択肢の一つとして、効果や利用者ニーズを把握しながら検討してまいります。以上です。

#### ○9番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

本当に私もちょっと少し、やってはいないんですが、踊ることもあります、連れられて。本当にフォークダンスだとか社交ダンスは、頭も使いますし、体も使います。先ほど言ったように、人と楽しんで交流もできますね。そういったことがやっぱりフレイル予防だとか、これからも高齢化はもう仕方なく愛西市は進んでおります。ですが、介護認定率が比較的愛西市は今のところ少ない傾向が見られています。それはやはり世帯数が多いのも一つの要因だと思われまますし、また農家の方が多く、体を動かされてみえる。そういったのも一つの要因じゃないかなと思います。

いろんな要するにフレイル予防の、まだほかにも多分あるかと思いますが、今回は体を使って踊って、楽しく踊れるということで、フォークダンス、社交ダンスなんかもちょうと紹介さ

せていただきました。ぜひこういったものもいろいろ検討していただいて、これからの介護予防に役立てていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

9番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時55分といたします。

午前11時52分 休憩

午後0時55分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

**○16番（山岡幹雄君）**

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は愛西市の災害対策についてと道路管理について御質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

愛西市の対策につきましてお伺いさせていただきます。

市は災害対策基本法の規定に基づき、愛西市防災会議が市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が対処すべき事由または業務について総合的な運営を計画化したものであります。

災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、もって市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめ、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として、愛西市の地域防災計画を策定しております。また、災害時に正しい避難行動を取れるようにするため、災害時の基本を取りまとめた愛西市防災ハンドブックも作成されております。

そこで伺います。

今後、30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が70%から80%程度、また50年以内には90%と言われております。また、地球温暖化により、日本にも異常気象が見られ、日本各地で台風や大雨、洪水、土砂災害等の被害が発生しております。

地方自治法232条の2には、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるものとあります。災害基本法では、自然災害が起こったとき、その対策は原則として自治体が行うものとされております。

そこで伺いさせていただきます。

愛西市内で自然災害が発生したときの被災者支援はどのようになっておるかお尋ねいたします。

令和3年度、火災についてちょっとお伺いさせていただきます。

火災の原因の1位が放火の疑い、2位が放火、3位が電灯電話等で、建物火災に限りますと、

たばこに代わりこんろが出火原因の1位で、次にたばこ、電気機器、配線器具、放火の順でございます。最近ではモバイルバッテリーによる火災も急増しております。

そこで伺います。

愛西市の令和4年までの直近で3年間の建物火災の件数と原因を教えてください。そして、市内で建物火災について被災者の支援対策についても教えてください。

次に、道路管理につきましてお伺いをさせていただきます。

例年、異常気象により猛暑日が続く日が多くなり、雑草、雑木の繁茂により通行がしづらく、交差点での見通しが悪くなっています。国交省の第11次交通安全基本計画の概要において道路・交通環境の整備の1点目に上げられる愛西市に、愛西市安全なまちづくり条例が定められ、良好な生活環境の整備等には、市は安全まちづくりを推進するため、交通安全及び地域安全を目的とする施設の整備及び巡回、その他良好な生活環境の整備等を促進しなければならないとありますが、市は雑草、雑木の危険箇所についてどのように対応しているかお尋ねいたします。

これまでは隣家から越境した枝に関しては、隣家の所有者に枝を切ってもらうようお願いをして切ってもらうしか方法はなく、越境された土地の所有者が自ら枝を切ることはできませんでした。しかし、2021年、令和3年4月にこの民法233条、竹木の枝の切除及び根の切取りが改正されることにより、今までは、伸びた枝であれば、その木や竹が植わっている土地の所有者が対応しなくてはなりませんでしたが、なかなか処理ができないのが現状でした。2023年、令和5年4月1日より、一定の条件を満たす場合には越境された土地の所有者が自ら枝を切ることができるようになりました。

そこで伺います。

この民法改正を受け、市はどのように対応を検討しているかお尋ねいたします。

以上で総括質問を終わりますので、御答弁のほうよろしく申し上げます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、大項目1つ目の自然災害が発生したときの被災者支援はについてお答えいたします。

愛西市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、自然災害により居住する住宅が全焼、半焼など被害の程度及び住宅の市内での再建方法に応じ、支援金を支給いたします。以上です。

#### ○消防長（加藤義久君）

私からは、火災件数と原因について御答弁させていただきます。

令和4年までの直近3年間の建物火災の件数と出火原因につきましては、令和4年、8件、令和3年、7件、令和2年、6件となっており、その出火原因は、電気、こんろ、ろうそく、ストーブ、ライター、放火となっています。以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

先ほどの答弁で、私、住宅が全焼、半焼と申し上げましたが、失礼しました。住宅が全壊、半壊などの被害に応じて支援金を支給いたします。失礼いたしました。

続きまして、市内での建物火災について、被災者の支援対応についてお答えします。

赤十字愛西市地区から全焼の場合は、毛布またはタオルケットを1人2枚、タオル、軍手、ライトなどの緊急セットを1世帯1個、半焼の場合は、毛布またはタオルケットを1人1枚、緊急セットを1世帯1個お渡しします。

また、居住住宅に限り、火災見舞金として全焼5万円、半焼2万円を支給します。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目2点目の道路管理について、順次御答弁させていただきます。

道路のり面をはじめとする道路際の除草、雑木等の管理については、幹線道路をはじめとする重要箇所を除き、基本的には隣接する土地所有者や地元町内会等、地域の協力をお願いしており、良好な環境が保たれております。

また、民地から路上にはみ出している雑草、雑木につきましては、現地を確認した上で、その土地所有者へ管理に関する責任を伝え、適正な管理を依頼しております。

越境した枝の処理につきましては、市といたしましては、まず市道に越境する枝の土地所有者に適正な管理を依頼します。依頼をしても越境した枝が切除されず、道路管理上危険と判断した場合には、法改正の趣旨を踏まえ、事案ごとに対応していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、災害対策につきまして、再質問させていただきます。

災害のたびに一定規模以上の被害を生じた場合ですが、被災者が現に応急救助を必要とする場合に、避難所の開設、炊き出し、その他による食品及び飲料水の供給、生活必需品の給与または貸与等があり、早急に対応しなければなりません。

そこで伺います。

避難所が開設されたときに、食料が必要で、市では多くの食料が備蓄されていますが、これらの備蓄食料の選定をどのように行っているかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

市では、避難所等で配布する備蓄食料の選定に当たっては、できる限り保存年限の長い食料等を選定しております。

また、発災時にはアレルギーのある方とない方を区別して食料を配布するため、一般の方の備蓄食料とは種類を分けて、特定アレルギー源が不使用なアルファ化米や乳児用の粉ミルクを備蓄しています。さらに、腎臓病等の疾患がある方でも食べられるよう、低たんぱく米の備蓄も行っております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

いろいろ備蓄はございまして、今のそういうような御答弁でございますが、学校の給食の食材の選出方法はどのようになっているかお尋ねいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

学校給食で使用する食材につきましては、市内小・中学校のPTAの代表者や給食担当教諭

等により構成される愛西市学校給食物資選定委員会において選定しております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

学校給食は実際、先ほど言われましたように愛西市学校給食選定委員会というのが設置され、食材等を選んでみえるんですが、実際、今の企画政策部長の御答弁にありましたように、最近の方々が災害に遭われますと、乳児から高齢者、負傷者、病人、アレルギー体質の人がお見えになります。たとえ健康な人であっても、被災した際に負傷したり、体調を崩してしまうことも起こり得ます。

このような被災者にどのような食材が必要かということで、実際、防災会議のほうも愛西市も年に1回開催されてみえると思いますが、その方々を選定委員として、実際その備蓄食料を食べていただいて、実際これがいいか悪いか、最近本当に食べるもので備蓄は結構いいものがあるわけですね。その選定をどちらの方が選んでみえるか分かりませんが、以前から備蓄されているものを出される場合もあるんですけど、私の提案でございますが、備蓄食料も食材等選定委員会というものを立ち上げることはできないか、お尋ねいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

食料品の選定に当たっては、アレルギー対応食等について情報を収集し、課内で話し合った上で購入品目を決定し調達を行っており、選定委員会を設置するまでのことは考えておりません。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

今の部長の御答弁ですと考えていないという御答弁ですが、先ほどの部長の答弁で、担当課内で話し合った上購入品目を決定しておるという答弁でしたので、職員さんは何人かお見えになるんですが、私も訓練の折には試食をさせていただいて、本当においしい味はするんですが、先ほど私がお伝えしましたように、いろいろな食材が今いっぱいあるわけですね。だから、それをどういうふうに備蓄するかということで、これからの御検討をよろしくお願いいたします。

次に、火災にはいろいろ火災が多くあるんですが、大規模火災という大火災があるんですけど、その大規模火災という基準等がありましたら教えてください。

**○消防長（加藤義久君）**

建物の焼損面積が3万3,000平米以上の火災を大火として、総務省消防庁では定義づけています。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございました。

大規模火災というのは1万坪という100メートル、100メートルで、その建物が火災を生じた場合が大規模火災。それで、先日テレビで、ある地域で飲食店で火災がありまして、その1軒だけだと思ったら、突風、気象の変化で突風が吹いて、それがもういろんなところに飛んで行って類焼してしまったということで、そのときの消防署とか消防団が右往左往されて、もう

抑え切れなくなって相当な火災が発生しました。

実際、愛西市も密集地がたくさんあるんですが、そういう火災があった場合、実際、次に質問するんですが、災害等被災者支援に関する、要するに……、これやるのを忘れておったな。どうやってやるんだっけ。

どうもすみません、初めてですので、15分たっちゃうとこれが切れちゃうそうなんですよ。それで、この紙を押さえておらなということのを忘れちゃいましたので。

災害等があった場合、この十和田市というところが、災害被災者支援に関する各種制度の御案内ということでパンフレットみたいなのがございます。

1枚めくって目次があるんですけど、実際、災害救援物資が欲しいといったときに、右側に行くと災害物資の支給ということで、1ページで支給の項目が書いてある。あと、いろんな項目がございまして、災害、ごみ等の処分をしたいとき、3番目ですね、災害火災によって出たごみ、8ページから9ページ、出たごみの処分、一目瞭然、こういうふうに火災で、災害で出たごみはこうですよというパンフレットがございます。

それで、愛西市は先ほど御回答がありました。愛西市被災者生活再建支援金支給要綱というのがございまして、これを以下支援金と言っていきます。この支援金は、異常な自然環境により被災された方に支援はされますということです。火災の場合も、先ほど御答弁がありました。赤十字からの毛布、タオルケット、見舞金が支給されます。

それでお尋ねするんですが、災害等被災者支援に関する各種制度の、愛西市も案内パンフレットの作成はできないか。これは、あと案内パンフレットを案内パンフということで御説明させていただきますけど、そのパンフレットができないかお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

近隣自治体の状況を踏まえながら、まずは情報収集に努めてまいります。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

近隣で、私も調べていないんですが、作ってあるか作っていないか分かりませんが、実際やはり南海トラフはいつ来るか分かりません。そういう災害があったときに、市民の方にいろいろマップ等を災害等、市民の方にお渡ししたんですが、こういうマップも案内パンフも仮に御自宅が一軒火災してもいろんなことが一目瞭然分かるわけです。ですから、市民の方が、実際先ほど火災の件数も数件毎年あるわけですが、その方々が家の火災したごみはどこへ持っていけばいいとか、いろいろそういう携わっていない方は分かりませんので、そういうのはホームページか何かで確認を取れるようなやはり御検討をよろしくお願いいたします。

次に、これまた触るのを忘れた。もう15分たったかな、たっていないか。

ごめんなさい、次に火災の被災者についてお尋ねいたします。

家屋が全焼したとき、一応近隣に身寄りがない場合、火災被災者が一時的に公共施設を利用できないかお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

火災被災者に限定した受入れ可能な公共施設はございません。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

できれば、台風が接近したときは、避難所は公共施設が開放されます。冬場、昔はよく火災があったんですが、実際、火災があると身寄りがないとどこへ泊まればいいのかと、この地域にホテルとかそういうのがございませんので、実際、長島というか桑名のほうのハートピアというところがあるんですが、そこですぐ泊まれるかどうか分かりませんが、やはりそういう対策のほうも、ぜひとも開放できるようによろしくお願いします。ただ赤十字から毛布をもらっても、それをどこでどういうふうにその毛布を使えばいいのか、実際地元の集会所があればそこでお借りすることができると思うんですが、やはり公共施設、避難所ということで指定もなっていますので、御検討のほうよろしくお願いします。

次に、赤十字の見舞金もあるんですが、市も単独で災害見舞金制度ができないかお尋ねいたします。

### ○保険福祉部長（人見英樹君）

これまでどおり、火災被災者には日本赤十字社愛西市地区からの見舞金で対応していきます。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

他市では単独で火災見舞金があるわけです。名古屋市もたしかあったと思いますけど、ただ、愛西市も先ほど言ったように、僕もスマートフォンを持っておるんですが、その充電器や何かが爆発したり、あとこれから冬になると部屋でストーブの上で干したり、いろいろ火災の原因が変わってきておりますので、できれば家族が3日間生活できるような見舞金の制度の御検討をお願いします。

続きまして、道路の管理につきましてお話しさせていただきます。

雑草や雑木の管理は、土地所有者に管理を依頼すると御回答をいただきました。

市の管理地、道路、水路、また県道、国道、また土地改良等、いろいろあるわけですが、道路ののり面の雑草について住民からの苦情があった場合、田んぼを管理する関係者に除草を依頼することがあるかお尋ねいたします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道路際の除草につきましては、基本的に隣接する土地所有者へお願いをしております。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

今、部長の御答弁で、土地の所有者ということで、自分の父親の時代のときには、本当に自分の周りは、田んぼ、畑、本当にきれいにしておりました。ただ、今の、私を含めて、私はやっておるんですが、その後継者が自分の田んぼ、畑がまずどこにあるか、畑はまだ御存じだと、田んぼはどこにあるかというのを御存じないと思います。ですから、もう今年も去年も猛暑で、もう草がすごく生えて、どこかしらんに聞いたら、今年は相当なちょっと電話があったということでございます。

それで、土地の所有者ということでございますので、直接耕作する人が……、ちょっと皆さ

ん、見てください。横浜とか、大阪市、広島市、福岡市、札幌市、一応こういうふうには市で単独で見舞金をお出ししておりますので、これも市側に申し訳ありませんが、こういうのを御検討よろしく願います。すみません、前後しまして。

それで、直接耕作する人が、先ほどお話ししましたように減少しています。適正な管理がされていない農地があり、知り合いのオペレーターが土地所有者に田んぼののり面、草刈りを頼まれたという話を聞きました。これは何かというと、その土地の所有者は市は分かっておる、みんな分かっておるんですが、どこのオペレーターがやってみえるか分かりませんので、そのオペレーターに草の管理をやっていただいたということを知りました。

そうした農地の、特にノレでございますが、維持管理を市としてそういうオペレーターに補助する考えはないかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

農地の地域に対する多面的な効果を維持するため、道路、のり面の草刈りや水路清掃等の活動に対して補助する多面的機能支払交付金という制度もありますので、市としましては、こうした現行の補助制度を有効に活用することで支援をしていまいりたいと考えております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

ただいま部長が言われましたように、多面的機能ということで、国の補助金が各地域に行って、農地のノレとかいろいろ管理をしてみえるんですが、この田んぼの雑草について、今言いましたように多面的な活動をしてみえる、特に立田地区は広域でやってみえるんですよ。それを、愛西市には佐屋、八開、佐織、3地区あるんですが、そういう3地区で市のほうの推進で組織化していただくように、雑草の管理をしてもらうようにできないかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

立田地区以外の佐屋地区、八開地区、佐織地区においても、多面的機能支払交付金事業の活動組織がありますので、集落数や認定農用地面積などの要件を満たせば広域化することは可能です。市としましては、活動組織の広域化及び新規の活動参加については引き続き支援をしていまいりたいと思っております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

私の私的な考えですが、先ほど言いましたように、4地区にはそれぞれ土地改良区がございます、そちらを中心にしたその地域で、各実行組合か町内で多面的な申請をしているところもあるんですが、大まかにその土地改良で広域でやれば相当な補助金も来るし、それでその地区のオペレーター、これも農業委員会のほうが何かオペレーターをゾーンでやるという計画が今やってみえます。

ですから、要するにそういう草がもう相当生い茂ってもう管理がしづらい、それでまた燃料の高騰、子供さんたちの通学路になっておると、やはり保護者の方もそういうのが目について何とかしてほしいということで、日本の気象も来年も多分猛暑になるんじゃないかと、ただ申し訳ありませんが、土木課のほうに苦情が来るんじゃないかと、やはりそういう体制づくりをし

て、いかに国の補助を使って多面的でその地区でやっていただくような考え方で、御指導をよろしくお願いいたします。

次に、草と言えば、原議員の質問にもあったように、不耕作農地というのが結構あるということで私もびっくりしました。それで、これを見ていただくと、草が生えているのが1ヘクタールぐらいで草が生えておるんですわ。先日行きましたら、この1ヘクタール相当、草を刈ってありました。何でその1ヘクタールの農地をこのままの状態にしているかちょっと僕も分かりませんが、土地の所有者の方が依頼して耕作していただければいいかなと思うんですけど、実際そういう不耕作農地を、こういう苦情等があるんですが、どのように対応しているかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

農業委員会では、電話や窓口で農地の雑草の苦情を受けた場合、事務局職員が現地を確認いたします。その際には、現地の写真も撮影をいたします。指導が必要な場合、土地所有者へ文書と現場写真を送付し、是正を促します。

なお、賃貸借などの権利が設定されている場合には、借受人宛てに送付をいたします。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ市のほうの御指導でそういう不耕作農地も管理をしていただくということで、先月秋の火災予防週間ということで、実際、消防署の方も巡回されて、そういう雑草が生い茂っておところは土地の所有者を確認してお手紙を出されると思います。

また、出されたというかもらった方も、私も直接聞くんですが、まずシルバーに頼んでも、今年はいっぱい、来年までやってもらえないと、要するに費用がかかるわけですね。だから、その辺も含めて、今後の不耕作農地が多くある中、また万が一火災でも起きたときに、たばこのポイ捨てとかいろいろ原因があるかとは思いますが、そのときに火災が発生したり何かしたら、後々市の管理も問題になると思いますので、その辺御検討をよろしく願いして、最後に市長にちょっといろんなことを御質問させていただきますので、災害被災者や火災被災者支援の案内パンフと、市独自の災害見舞金やその災害があったときの被災者の公共施設の一時的利用、また道路、雑草の管理ですね。一応、立田地区みたいに、3地区が多面的機能が活用できるように活動できるか、そのことをちょっと御質問させていただきますので、御回答よろしくお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁申し上げさせていただきます。

ちょっとどうお答えしていいかあれですけども、まず最初に、災害の件につきましては、災害時の罹災証明書発行や保険証紛失などの再発行方法、災害救援物資の依頼などの案内パンフレットにつきましては、近隣自治体の状況も踏まえながら情報収集にまず努めていかなければならないというふうに思っております。

また、市独自の災害見舞金につきましても、愛西市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき

現在支給をすることで対応しております。そして、火災による見舞金につきましては、赤十字社愛西市地区からの見舞金で対応させていただいておりますので、今後とも進めていかなければならないというふうに思います。また、公共施設の利用につきましては、一時的な生活の場につきましては、まずは自治会の方々にも相談を申し上げなければならないというふうに思っております。

続きまして、指導の件でございますが、今回、多面的機能支払交付金の件を御提案いただきました。お話にもありましたが、地域で組織された団体による自主的な活動に対し、国・県・市が補助する制度でありまして、この財源につきましては、当地域にとって貴重な資源であります農地や農業用施設が将来にわたり適正に維持されていくことが重要であると認識をしておりますので、現在活動をされていない地域に対しましても、この交付金を農村環境保全に有効的に活用していただけるというふうに思っております。今後、引き続き多面的な活動を支援しながら、PRにも努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

それぞれ市長以下、部長さん、御回答ありがとうございました。

今後ともやはり異常気象とかございますし、パンフレットがあれば一目瞭然分かりますので、その辺のほうの御検討をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時45分といたします。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の4番・河合克平議員の質問を許します。

河合議員。

**○4番（河合克平君）**

それでは、市民の声を市政にという立場で一般質問を始めたいと思います。

市民の命を守る責任を果たす、つまり二度と同じことを繰り返さないためにすべきこと、それは一体何なのか。起こってしまったことに対する責任ある対応というのはどういったものなのか、市の責任ある対応や危機管理の在り方について、再度質問で明らかにしたい。そのように考えます。

2022年11月5日に新型コロナウイルスワクチン接種後に急逝された重大事案の愛西市の医療事故調査委員会が報告書をまとめました。この報告書について質問いたします。

まず医療事故調査委員会が、今回の事故の要因としたのは何なのか。また、接種者の体調が悪かったのではないかとということが報道される中で、うわさとして様々出ておりますが、接種

者の体調が要因であったのかどうか。そして、市の体制の問題・課題はどのようなものであったのか。そして、その調査報告書を受け、市の責任と今後の遺族への対応、これについてどのように考えているのか、まずお答えをいただきたい。

また、この日の翌日に、2023年9月27日に、遺族の代理人の弁護士へ抗議文を送ったという報道もされております。その抗議文を送った経緯と抗議文の起案・承認者は誰だったのか。そして、抗議文に対し遺族からどのような見解が来たのか。また、抗議文を送ったことは遺族に対する対応として適切であったのかどうか。そのことについて確認をさせていただきます。

続いて、道の駅等の整備についてであります。

この道の駅等については直ちに凍結を行って、様々な施策や教育の問題に使うように、この間求めてきたところであります。現在、49億の投資をする道の駅及び道の駅周辺整備は進めておりますが、今まで5つの理由で凍結を求めてきたところであります。

1つ目には、14億もの事業費が拡大をしている点。維持管理費が今まで不明だったという点。また駐車場不足や渋滞対策がされていない、そういった点。また、県内で都市公園の1人当たりの面積が非常に高い、多い、そういう点。そして、このことによって住民サービスが削られたんではないか、そういうふうに思われる点。ということで、今回49億を投資する道の駅はすぐさま凍結を行い、そして福祉や教育、特に老朽化している校舎の改修、そういったところにもしっかりと使うように、しっかりと改修を行っていくということを今回求めていきたい、そのように考えます。

そして、この5つの理由の中で1つ、維持管理費というのが明らかになりました。この維持管理費の費用については、指定管理料についての上限が提示されているところでありますが、その公表された金額をまず教えてください。

そして、どの自治体でもそうですが、地方交付税が算定する基準として基準財政需要額という、どの自治体も国から、どこに住んでも同じサービスが受けられるようにということで、地方交付税というのが決まっています。その金額について、この公園費についても同様に、どの自治体でも同じ公園を享受ができるという点で地方交付税が措置をされておりますので、愛西市では地方交付税の措置される金額、その目安となる自治体の中で、最低限行うべき行政のための予算、そのことについて基準財政需要額という、そういう難しい名前ですが、必要な経費の予算が国から計算が様々あって決められておりますので、その金額の費用について確認をさせていただきます。

続いて、学校の老朽化対策の問題であります。

令和4年3月の学校施設の老朽化対策に対して、提言から1年半たっておりますが、その後どのような老朽化対策が行われたか、以上について確認をさせていただきます。

以上、1回目の質問をさせていただきましたので、御回答よろしくお願いたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、大項目1点目について、順に御答弁させていただきます。

まず医療事故調査委員会が要因としたのは、医療事故調査制度は医学的な視点から事故の原

因を明らかにし、個人ではなく恒常的な視点から再発防止について検証・分析し、個々の経験を集積し、再発防止に関する普及啓発へつなげていくための公益的な制度として策定されています。

医療事故調査制度にのっとり医療事故調査委員会を設置し、事例調査報告書がまとまりました。その調査報告書によりますと、本事例は、非心原性肺水腫による急性呼吸不全及び急性循環不全が直接死因であると考えられ、この両病態の発症には、アナフィラキシーが関与していた可能性が高いとされています。

また、短時間で進行した重症例であることから、アドレナリンが投与されたとしても救命できなかった可能性はあるが、特に早期にアドレナリンが投与された場合、症状の増悪を緩徐にさせ、高次医療機関での治療につなげ救命できた可能性を否定できないとされています。

ただし、過去に重症アナフィラキシーに早期にアドレナリンが投与された場合とされなかった場合の救命率を比較した研究報告はなく、生存確率を定量的に提示することは困難であるとのことでした。

続きまして、体調についてです。

市では分かりかねます。

その次に、市の体制の問題や課題についてです。

事例調査報告書では、市における集団接種体制の整備は他自治体の整備状況と大きく変わらず、標準の範囲内であったこととされています。また、調査の過程で明らかとなった課題について6点付記されており、市ではその内容については真摯に受け止め、提言に沿って取り組んでまいります。

続きまして、市の責任と今後の遺族への対応についてです。

再発防止に向け、早期の原因究明を図るため、市として外部の専門家らによる医療事故調査委員会を立ち上げ、調査に取り組んでまいりました。今回の医療事故調査委員会が取りまとめた報告書の内容を真摯に受け止め、今後のワクチン接種に生かしてまいりたいと考えます。

御遺族に対しましては、9月26日に事例調査報告書の報告とともに、実施主体としての責任について謝罪をさせていただきました。

また、予防接種健康被害救済制度にのっとり、御遺族からの申請に基づき、市の健康被害調査委員会での調査・協議を経て国へ進達した結果、国から予防接種と健康被害との因果関係が認定されましたので、死亡一時金及び葬祭料を11月24日にお支払いしました。

続きまして、抗議文についての経緯についてです。

御遺族が代理人弁護士を立て、連絡調整は代理人弁護士を通して行う旨の申入れがありました。それを受け、市も代理人弁護士を立てて、連絡調整については双方とも代理人弁護士を通して様々な取決めを行うことが弁護士同士でなされており、例えば事故調査委員会開催の折には、御遺族の御希望により委員会後の記者会見を別会場にて動画視聴していただくなど、できる限りの対応を取らせていただきました。

しかしながら、今回は相手方代理人弁護士が、段取り等について事前にお約束した事柄を守

っていただけなかったという事実がございましたので、市の代理人弁護士から相手方の代理人弁護士宛てに発出したものです。

続きまして、抗議文についての起案者、承認者についてです。

抗議文は、市の代理人弁護士から相手方代理人弁護士宛てに発出されたものです。抗議文に対し、遺族からの見解は、抗議文に対する相手方弁護士からの見解について、書面により市の代理人弁護士が受け取っております。見解については個別事案になりますので、お答えは差し控えさせていただきます。

次に、抗議文を行ったことは、遺族に対する対応として適切と考えているのか。抗議文は相手方代理人弁護士が段取り等について事前にお約束した事柄を守っていただけなかったという事実がございましたので、市の代理人弁護士から相手方代理人弁護士宛てに発出したものです。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、大項目2点目の道の駅の整備を凍結し、老朽校舎の改修を求めるところでございます。

私からは、指定管理料の上限額について御答弁申し上げます。

指定管理料の上限額の設定につきましては、令和4年9月に内閣府が示しましたPPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引におきまして、民間活力の導入による平均的な施設の維持管理費の削減額が10%程度であるとの調査結果が示されておりますので、新たな道の駅につきまして、直営で管理運営する場合の費用から10%を差し引いた金額といたしました。

具体的には、物価変動補正を含めました直営による管理運営費の想定が指定管理期間の10年間で消費税込みで約9億5,000万円であり、そこから10%を差し引きました約8億6,000万円を上限額と設定をいたしました。

指定管理者制度を活用することにおいて、多様化する住民ニーズへの柔軟な対応や管理運営費用の削減が期待される一方で、経費削減を優先するあまり、サービスの質が低下しかねないなどの不安もあるため、応募事業者からの提出内容につきましては、市といたしましても、しっかり確認する必要があると考えております。

道の駅全体の利益の見込みや市への利益還元につきましては、募集事業者からの技術提案書に記載される事業手法により明らかになると考えておりますが、市といたしましても想定する複数のシミュレーションにおいて、利益見込みや市への還元額の試算をしております。

ただし、その試算内容につきましては、指定管理者の公正な審査・選定の妨げとなるおそれがありますので、現時点では公表はいたしません。

申し訳ございません。今答弁の中で、削減額と言ってしまいました。削減率が10%ということで御訂正のほうをお願いいたします。私からは以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、私からは地方交付税措置される都市公園の費用について御答弁させていただきます。

都市公園に係る普通交付税措置額につきましては正確に把握することは困難ですが、令和5年度の公園費における基準財政需要額への算入額は、人口分、面積分を合わせた合計で3,716万7,000円となります。

都市公園面積の増加による今後の普通交付税への影響額については、現時点では不明ですが、現段階での試算といたしましては、基準財政需要額への算入額として150万円程度の増と見込んでおります。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

続きまして、私からは学校施設の老朽化対策計画について御答弁させていただきます。

令和4年3月に、愛西市立小中学校施設老朽化対策検討委員会からの提言書では、学校施設について構造躯体の専門的な劣化状況の調査に基づいて老朽化対策事業を実施すること、現在の学校機能に必要な環境整備の推進と既存施設の有効活用について検討することなどを含む5つの項目が提案されるとともに、老朽化状況に応じて各小・中学校別における対策手法が示されました。

老朽化対策検討委員会による小・中学校施設に対する評価は、施設・設備面、機能面ともに老朽化している施設が多いとなっております。最も深刻な老朽化の状態が示されたのは、佐屋小学校をはじめ佐屋中学校、立田南部小学校、立田北部小学校、立田中学校の5校でした。

その5校は現在、策定を進めております第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画における施策案で取り組む学校施設であり、佐屋小学校につきましては老朽化対策を進めるために、本議会において健全度調査に係る費用を計上したところでございます。

学校施設において、劣化状況の調査、予防的改修及び機能面の改善等の対策は、その事業規模から児童・生徒の学習への影響や財政面での負担など、非常に大きくなると想定されます。

第1期基本計画策定後におきまして、基本計画の施策に盛り込まない小・中学校につきましても、老朽化対策検討委員会からの提言に基づき、総体的かつ計画的に健全度調査を実施し、改築もしくは改修等に取り組んでいきたいと考えます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

時間がたくさんかかるので、道の駅のほうから質問させていただきますが、今10年間で8億6,000万ということで、1年で8,600万円ほどの指定管理費用がかかるということで、愛西市については整備費用が49億円と、それから3.9ヘクタールで10年間で8億6,000万円ですけれども、そういう金額になるよということが分かってまいりました。

先ほど、地方交付税がどのぐらいかかるかということで聞いたんですけども、3,700万円ほどの回答がありました。いわゆる、愛西市の住民にとって、公園という費用として国が見ている費用は3,700万円であるということが分かりました。

さて、市内にある公園の総面積と、そのうちの都市公園の面積、また新たにできる都市公園の面積について教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

市管理の公園総面積は約16.54ヘクタールであり、そのうち都市公園の面積は約10.17ヘクタ

ールとなります。

令和8年度に供用開始予定の愛西市花はす公園の面積は約4ヘクタールとなります。以上です。

**○4番（河合克平君）**

では、市内の公園に係る維持管理費の総額と、そのうちの都市公園の維持管理費について教えてください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

市の管理する公園に係る維持管理費につきまして、令和4年度決算額で申し上げますと、3,173万3,219円の維持管理費となります。そのうち都市公園に係る維持管理費は約260万円となります。以上です。

**○4番（河合克平君）**

では今、3,173万3,219円ですか、260万円、都市公園にかかりますよというお話がありましたが、今回の都市公園を入れると、大体面積比で3割ぐらいが今回できる都市公園になるんですけれども、その3割ぐらいについての費用が8,600万円ということで、交付税で算定されるのは150万円プラス、その他の公園費を入れると大体9割方は交付税で措置されない、市が独自に管理をしなければならない費用として出てくるんですけれども、そういったことで非常に高額になるというのは分かりますので、この高額になったことによって、ほかの福祉施策や教育施策が削られることがないのか、そのことについて確認です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

福祉分野や教育分野の施策なども市の大変重要な施策であり、本市として様々な施策を行っているところであります。

一方で、10年先、20年先といった愛西市の将来を見据えた事業にも積極的に投資をし、まちの活性化、発展につなげるためにも、道の駅周辺整備事業は地域特性を生かした魅力の発信、地域活用の向上などに資する大切な事業であると考えております。

市が直面する様々な課題に積極的に取り組み、将来の愛西市を見据えて、それぞれの事業のバランスをしっかりと見極めながら、今後も各分野に配慮しつつ、財源の確保に努め、持続可能な財政運営を進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

今、将来に向けて何が必要なのかということについては、立場が違うので違うのかもしれませんが、見ていただくと分かるところですが、こちらは佐屋小学校の浸水の問題で、昨日出ましたけれども、保健室でも浸水をしていると。保健室ですね。そして廊下。佐屋小学校の、これは教室ですね、支援教室だと思いますが。それから印刷室、この印刷室のところでもごみ箱がぬれているような状況があります。

これ今やるということでしたので、早急に行っていただきたいところですが、これは佐屋中です。佐屋中の廊下。ずっと昨年もおととしも取り上げたんですけれども、ここはひどくなっていて、今は学校の先生が努力してここにビニール袋をかけて、そして集めてしています。こ

れが佐屋中の今、廊下です。子供たちはこれによって雨にぬれずに廊下を通るようにできるようになりました。佐屋中の壁が落下しているんですけども、これ以上落下しないようにということ、わざわざたたいて落下するところを押さえています。

永和中の体育館の雨漏りについてはこういう状況で、落下しないように削って落としているという状況ですね。永和中の体育館の女子トイレですが、大量の水漏れがあつて、上から落ちてこないようにごみ袋でして雨水を集めるように、またホースを使っていますけれども、こういう形で非常に学校自体が老朽化しているという状況。

これを本当にどうするかということについては、非常に多額な負担が必要だということもありましたが、その多額な負担をやはり先に行つて、道の駅をするのを凍結して、今困っている子供たちの環境をよくしてあげるといのが市の本来のあるべき姿かと考えますが、特にその中でもこの永和中学校の体育館の女子トイレ、特に使っているトイレで、まだ雨漏りしてこんな状況だとトイレも使えないと思いますので、これは前回どうなったかだけ教えてもらっていますか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

12月8日金曜日に修繕を予定させていただいております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

今週の金曜日にはできるということなので、子供たちも安心してまた利用されて、大人の方たちも安心して利用できるかというふうに思います。

こういう形で、永和中学校の体育館については非常に老朽化しているということで、先日の質問の中でも建て直すことも含めて検討しなければならないという話もありましたが、その考えは変わらないのか教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

御答弁させていただいたとおりでございます。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

では、こういう状況の中で、市長にお伺いしますが、今学校を、道の駅のこれだけの費用を使うことによって財政的な状況を考えると、学校が長期化して遅くなるのではないかという不安を感じるわけですが、市長としては何を優先すべきかということについて、私は学校を優先すべきだというふうに考えますが、市長としての考えを教えてください。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から答弁させていただきます。

議員も御承知のとおり、令和4年度の一般会計決算につきまして、歳出総額に占める民生費の割合は全体の40.5%、教育費の割合が9.2%、合わせて市の歳出の約50%を占めるという状況になっております。

近年の高齢化、障害者支援施策の充実による社会保障費経費の増額、幼保無償化など全国的な子ども・子育て支援施策への対応、さらには小学校普通教室への空調整備やトイレの洋式化、1人1台タブレット等の整備など、市として国の施策に対して対応してまいりました。

また、市といたしましては、様々な福祉施策を現在も行っておりまして、高校生までの子ども医療費の完全無償化や小学校給食費や保育所等の副食代の補助、また1歳児子育て応援給付金の支給や新婚世帯への住居費等の支援など、多岐にわたる政策を行っております。

今後につきましても、福祉、教育施策につきましては、市民の様々なニーズに合わせた行政サービスを提供していかなければならないというふうに思っております。

また、本日お話になられました教育分野につきましても、市内の全ての小・中学校につきまして、耐用年数がかなり経過しておりまして、教育委員会と我々が連携をしながら計画的に整備を進めていかなければならないというふうに思っております。そのためには、市の一般財源も活用しながら、国や県の交付金等もしっかり獲得をしながら、有利な財源更正をしながら、我々としてはそういった事業にもしっかりと対応していくということでございます。

道の駅につきましても、今後10年、20年先を見据えた市の知名度、魅力の向上による来場者の増加や関係人口の創出、拡大による地域価値の向上を図る、市にとって大変重要な事業と位置づけさせていただいて、現在対応させていただいておりますので御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

20年先、30年先に道の駅をやっていただいても変わらないと思えますし、この10年先、20年先は学校をやはりしっかりとやっていくということが必要ではないかというふうに考えますが、市長としては両方とも進めていくに当たって、学校がたくさんある中で遅れていく可能性というのは十分考えられるんですけれども、市長としてはちゃんと両方とも進めていくということでしょうか。それとも道の駅が終わってから学校を進めるということでしょうか。その確認だけお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

市といたしましては、道の駅もそうですけれども、学校施設につきましても、教育委員会と一緒に進めていかなければならないというふうに思っております。特に道の駅だけ先行させるとか、学校だけを先行させるということではなく、やはり国や県の交付金等を獲得しようと思えますと、しっかりとした計画を立て、それに基づいて行っていかなければならないということになっておりますので、我々としては教育部局と市長部局が連携しながら対応していきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

どちらが先でどちらが後ということはないという言葉は、市長明言いただいたので、しっかりと進めていただきたいというふうに考えます。

では続いて、最初に戻りますが、ワクチンのことではありますが、今お話がありましたワクチンの件ですが、まず医療事故調査委員会の総括としては、アナフィラキシーが関与した可能性が高くて、早期にアドレナリンが投与されていた場合、救命できた可能性が否定できないという総括が出ました。

そして、この中で、標準的な内容ではなかったというふうに言われている内容が、この中に

はあります。標準的ではなかったということについてはどのような内容だったか教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

調査報告書の37ページ、7. 総括に、接種者の体調との関係で、看護師、医師の対応について、標準的でなかったとされている箇所があります。

その内容について申し上げますと、まずワクチン接種後、待機中の患者の容体悪化（咳嗽、呼吸苦の訴え）に対し、看護師らがアナフィラキシーを想起できなかったこと、問診者に接種前の患者の状態を確認することなく、患者は接種前から調子が悪かったと解釈したことは標準的ではなかったと調査報告書には記載されています。

調査報告書にはまた、その情報に影響を受け、ワクチン接種後の患者の容体変化に対し、アドレナリンの筋肉内注射が医師によって迅速になされなかったことは、標準的ではなかったと記載されております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

標準的ではなかったということについては、今おっしゃっていただいたとおりですが、もともと体調が悪かったとかいうことではなくて、そういったことを看護師が問診者にも確認をせずにそう思い込んでしまって、それを誤った情報として伝えられたというところが、一番の標準的ではなかったという原因ではないかと、アナフィラキシーを疑うことができなかった原因ではないかという報告書であります。こういった看護師や医師については、当然愛西市が発注者として業務委託をしているわけですが、看護師の業務委託の発注者は誰で、医師の業務の発注者は誰でしたでしょうか、教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

看護師業務の発注者は愛西市でございます。近隣市町村の状況としては、津島市を除く海部管内全ての自治体が委託業者に発注をしております。

続きまして、医師業務の発注者は愛西市です。近隣市町村の状況としては、津島市を除く海部管内全ての自治体が医療業務を地元医師会に発注しております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

愛西市が発注しているということです。

そういう中で、この弁護士とのやり取りが非常に報道等でも上がってきたわけですが、この弁護士とのやり取りについて、今の発言では弁護士同士がやり取りしたので、愛西市としては知りませんというようなふうに印象を受けたわけですが、この弁護士の送ったことについては市の承認なく行ったのかどうか教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

文書については、市の代理人弁護士から相手方代理人弁護士宛てに送付したものです。あくまでも弁護士同士のやり取りの中で行われたものと考えております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

愛西市の中で、発注者が愛西市で、その市の集団接種会場で起こった重大事故に対して、その中での遺族と発注者との間のやり取りが弁護士任せになっている、弁護士に任せてしまった、

愛西市は知らないということでもいいですか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

御遺族が代理人弁護士を立て、連絡調整は代理人弁護士を通して行う旨の申入れがあり、双方が弁護人を通して様々なやり取りを行っておりました。今回のことを受け、その対応について市の代理人弁護士から相手方代理人弁護士宛てにお伝えしたものです。以上でございます。

○4番（河合克平君）

この抗議の内容というのは事前に分かっていたんですか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

代理人弁護士が作成したものです。以上でございます。

○4番（河合克平君）

愛西市ですよ。愛西市が今問題として上がっていることについて、弁護士がやりました、弁護士がやりましたって、あまりにも無責任過ぎるんじゃないですか。弁護士がやりました、弁護士がやりましたって。愛西市の決めることは、弁護士がやっていることなんですか。

ちょっとその辺についてももう一度確認ですが、市は内容も知らず弁護士が勝手に行ったことについても何も言わず、したということでもいいんですか。この確認をもう一度お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

今回については、代理人弁護士が双方のやり取りを通じて様々な取決めを行うことで認識をされていまして。それで約束を守っていただけないことがありましたので、その対応について、市の弁護士から相手方弁護士にお伝えしたものです。以上でございます。

○4番（河合克平君）

答えていないです。

愛西市として、知らない間に弁護士がやったということでもいいんですか。そんなことをさせているんですか、愛西市は。そのことをもう一度、知らない間にやっているんですか、弁護士が。それでやった後、やりましたと報告だけ受けているんですか。もう一度確認させてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

弁護士同士双方のやり取りの中で行ったものです。以上でございます。

○4番（河合克平君）

つまり、弁護士同士でやっているの、愛西市は知らないということですね。

この抗議文には、今後の対応についてという文で、愛西市としては遺族及び家族に対し、できる限りの配慮、事務対応することが遺族に寄り添うことの一助になると考え、ワクチン接種事業の主体となすべき義務的事項を超えた、そういう配慮を行ってきましたが、そのような配慮を今後はしませんが、この抗議文に書いてあるんですよ。

この件で市役所に遺族本人が来庁されたときには、即刻退去を求めるとともに、これに応じない場合は建造物侵入罪または不退去罪に該当する行為として直ちに警察に通報するとまで書かれているんですけども、こういう遺族に対して警察を呼ぶよと、また今までは愛西市としては寄り添う対応をしてきたけれども、もうしませんよということまで勝手に弁護士が書くと

いう内容でいいんですか。どう思いますか、お答えください。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

代理人同士のやり取りにつきましては、今までもそうでございますけれども、今後の連絡調整に対応する内容について、市の代理人から御遺族の代理人に対して発出する書面であるという認識で市は確認をしております。以上です。

○4番（河合克平君）

市長、もう一度聞きますけど、その書面に、建造物侵入罪または不退去罪に該当し得る行為として直ちに警察に通報するというふうに書かれているんですけども、そういう文章であるということは知っていたのか。また知っていたとしても、そのまま送付してしまったということについては市としては責任はないんですか。市長として、この問題のことも含めてですけども、遺族に対してこれ以上の対応を、謝罪対応を含めてするつもりはないんですか。それについてもう一度教えていただけますか。

弁護士同士のやり取りは分かりました。じゃあ弁護士同士のやり取りの内容は、愛西市の立場を超えた、愛西市の立場をこの抗議文の中で表しているんですけど、本人に来るなど。警察を呼ぶぞと。そういう対応が愛西市イコールということの理解でいいか、教えていただきたいと思います。

○市長（日永貴章君）

先ほども申し上げましたけれども、今までもそうでございますけれども、今後の連絡調整の対応に対する内容として、市の代理人が御遺族の代理人に対して発出する書類であるという認識で、市としては確認をさせていただいております。

そして今後のことにつきましては、今この時点で答弁は差し控えさせていただきます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

今後のことについても、弁護士が発する文書については基本的に事前に分かって、それについて市長としてちゃんと判断すべき内容だというふうに思います。

今回、市の接種会場でもあり、看護師さんも医師も市が発注した、要するに市が責任を持つわけですね、元請責任というか、一番発注者として責任ある立場になるわけなんで。そういった点ではしっかりと、弁護士任せということではなくて、市としてしっかりと対応していくという、そういう決意でいいかどうかだけ、最後教えていただけますか。

○市長（日永貴章君）

市といたしましては、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

非常に、時間がなくなってしまったので、準備した質問もあまりできませんでしたが、しっかりと命に関わるということが起こったということについては……。

[発言する者あり]

○議長（杉村義仁君）

許可していませんので。

○4番（河合克平君）

時間がないので、すみません、焦りました。

例えば課題として出てきたのが、接種会場が2階であったとか、それについても課題があったし、血圧計が市販のもので大きい体の患者を想定していなかったとか、そういったこともこの報告書には載っていますので、そういった点ではしっかりと今後の対応、しっかりとさせていただきたいですし、まだまだ予防接種というのは様々な形で行われるわけで、そういう中で、接種会場が市が行うということも出てきますので、市の元請責任、市が発注者責任として、しっかりと行っていくということと併せて、弁護士任せにせず、市として責任を持つ場で人が亡くなられたということを受止めていただけて行っていただきたい。担当者も、今市長からもしっかりと行っていくというお話もありましたので、そのように求めて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位14番の7番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

最初に、高等裁判所、高裁で市の敗訴が確定した公共下水道負担金等徴収の今後の対応について、お伺いをいたしたいと思えます。

公共下水道区域に指定されると、原則面積に応じて全ての市民に負担金がかかります。ところが令和元年6月、映像のほうを出しておりますので御覧ください。

令和元年6月、あそこだけがなぜ負担金を払わなくてもよいんだ、不公平だという意見が複数市民の方から届きました。その後、自ら調べ、職員とも話し、8月頃には条例違反をして負担金を免除している事実を担当職員は知ったはずですが。

しかし、違反を認めたその後も不正な条例運用を繰り返し、約770万円の負担金の徴収をしないということに決めてしまいました。

高齢者や子育て世帯、低所得者など弱者には半強制的に徴収を行っているのに、1業者にだけ便宜を図るということは、私は許すことができず、監査請求、そして住民訴訟をすることにしたのが令和2年12月でした。

異議申立てをし、真っ黒の黒塗りの公文書、これに対して異議申立てをしたり、地域を足を

使って水路などを調べたり、4年半にわたる長い調査活動の結果、高裁の裁判官は、次のような判決を下しました。

これが、ちょっと後で拡大しますが、裁判所が認めた事実を判決文からピックアップしたものです。

裁判官が認めた事項においては、脅迫的な態度に屈し、条例違反を認識しながらも、市は平成25年に除外決定した。議会で問題になるや除外決定を取り消し、今度は徴収猶予という条例違反を繰り返した。市は水路問題であるから徴収できないというが、借用契約は紙の契約書がなくても既に成立している。そして、この裁判がなければ、明日の12月7日に770万円の請求権を市は失うところだったんです。このようなことまで明らかになりました。

確かに一審では、市長の裁量権の範囲ではあるが、水路と負担金問題は切り離して早期に解決すべきという判決だったので、市が、今の担当者の皆さんが何もしてこなかったとまでは言いません。しかし、今回の控訴審の判決は、違法な除外決定や徴収猶予を駆使して、工夫して10年間にわたって、この一業者に特別な利益をもたらすという恣意的な、わざとした、そんな運用を図ったということで、このことは社会通念上著しく妥当性に欠き、市の裁量権を逸脱した濫用であり、違法だという大変厳しい判決となりました。

こういった市の裁量権を逸脱し、さらに裁判官の感想といったような付言のついた判決ということで、珍しい判決ということで今注目も浴びております。つまり、この10年間にわたり条例を悪用し、一業者に利益をもたらしたとまで言っているのです。

住民訴訟で原告が勝訴できるのは、全体の約4%です。それは原告が勝訴できるほど今回の事例がひどい事例だったと私は思っています。

この判決を受け、どう解決していくかをまずは伺いたいと思います。

そして次に、ワクチンの関係で、今河合議員が質問されましたので、少し絞って質問のほうをさせていただきたいと思います。

コロナワクチンの接種被害者の調査報告後、残念ながら、今後、市との話合いではなく、御遺族は市を提訴する決断をされたと聞いています。でも、この提訴の引き金になったのが、市の弁護士名で出した抗議文だと報道でもありました。

この一番下のところを御覧ください。

この件で市役所に来たら即刻退去、応じないと警察も呼びますよといったそんな文章が書いてあるんです。脅迫的な表現です。市は、警察を呼ぶ等の文言を事前に了解して送付したのか教えてください。

先ほど河合議員に答弁がありましたが、取りあえず通告どおりの質問をしなければなりませんので、簡単にこの警察を呼ぶ文言まで了解をしていたのかしていなかったのか、それだけでいいです。簡単に御答弁をいただきたいと思います。

そして3つ目の質問です。

学校に行くのをつらく感じる子供たちのことです。不登校対策についてです。

これは国の最新のデータです。ここ数年、かなりの勢いで不登校児童・生徒が増えており、

来年度はさらに増えると、国は大変な危機感を持っています。

愛西市では、令和4年、適応教室に通う児童・生徒が25人から35人に増えています。これだけではありません。ほかに学校の図書室や保健室に通っている子もいます。家で暮らしている子もいます。自分で通学できる子もいます。親の送迎が必要な子もまちまちです。

学校でも、お昼に帰ってもいいよと先生が優しく呼びかけてくださっていることも私は知っています。すまいるでも、その子その子によって通学時間を決めて対処していただいていることも知っています。

こうした中、親は仕事の都合をつけながら送迎することにより、子供が親に申し訳なさを感じ、我慢して一日学校で過ごし、その結果学校から足が遠のく、そんなことも起きていると聞いています。

解決策として、ファミリー・サポート・センター事業対象者を、中高生の送迎にまで広げている事例が全国であります。これは新たに予算も要らず、仕様書さえ変えればすぐに実現できます。また、福祉タクシー券の配付も支援の一つです。

こども基本法も動き出しました。どの子も学ぶ権利、これが守られるよう、通学支援の仕組みの検討・研究を早急にしていただきたいと思います。

国は、ここ数年本当に頻繁に通知を出しています。これからさらにこの不登校の問題、国のほうは力を入れ、そして今年度も補正予算を組んできているじゃないですか。ぜひ対応のほうを求めたいと思いますので、以上、よろしく願いいたします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは私からは、大項目1点目の下水道負担金等徴収で不公平であり、住民訴訟敗訴後の対応はについて御答弁させていただきます。

裁判となりました一審判決後の交渉において、当該事業者へは、水路等の問題と受益者負担金の問題を切り離し、早急に解決したい。受益者負担金徴収猶予を更新できない旨を伝えております。

控訴審の判決言渡しには、3度目の猶予決定に関しては、賦課徴収措置を取らないことは違法である。ただし、当該対象地に設置された水路部分については減免の余地があるとの判決が下されました。また、令和5年12月7日の経過により、当該事業者に対し、本対象地について永続的に受益者負担金を賦課徴収することができなくなることに帰するのであるとの指摘も記載されております。

市といたしましては、控訴審判決を真摯に受け止め、指摘されている事態が生じることのないよう速やかに当該事業者に対する対応を実施することといたしました。

そして、賦課除外の土地から賦課対象区域の土地とする公告後に、受益者負担金決定通知書が交付されていなかった瑕疵について反省するとともに、今後同じ過ちを犯さないよう取り組んでまいります。

判決後は、当該事業所を11月10日に訪問し、受益者負担金徴収猶予取消通知書、同決定通知書及び納付通知書の内容を説明し、手渡しいたしました。水路部分の減免についても説明して

おります。その後、11月20日に受益者負担金減免申請書が提出され、11月27日付で受益者負担金減免決定通知書、同更正決定通知書及び納付通知書を送付しております。

今後も粛々と徴収手続を実施してまいります。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、2項目めについて御答弁させていただきます。

抗議文についてです。

御遺族が代理人弁護士を立て、連絡調整は代理人弁護士を通して行う旨の申入れがあり、それを受け、市も代理人弁護士を立て、連絡調整については双方とも代理人弁護士を通しての様々なやり取りを行うことが弁護士同士でなされておりました。

今回のことを受け、その対応について市の弁護士から相手方代理人弁護士宛てにお伝えをさせていただいたものと認識しております。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目3点目、不登校生のフリースクールやすまいるへの通学支援をにおける交通手段確保のための研究対策について御答弁させていただきます。

適応指導教室を利用する場合の交通手段につきましては、主に徒歩や自転車、保護者による送迎ですが、巡回バスを利用している事例もあります。

適応指導教室は、利用する日時がそれぞれの児童・生徒によって多様な状況であり、交通手段の確保については、柔軟な対応が必要となります。適応指導教室を利用する児童・生徒や保護者の負担軽減に向けて、新たな取組も考えてまいります。

なお、近隣自治体で交通手段に関する施策に取り組んでいる事例はありません。

文部科学省では、令和5年3月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むこととしております。

今後も、関係部局や地域社会、各家庭、NPOなどの関係者と連携し、不登校児童・生徒への支援に取り組みたいと考えます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

では、3番目の不登校のところから行きたいと思います。

今回、慌てて質問したのは、やはり今予算の段階で、来年度の事業等を決めている段階かと思えます。本当にせっぱ詰まった気持ちで親さんから相談があり、今回2つの質問に絞っていたんですけども、急いで3つ目を入れました。

また、3月にきちっとこの不登校の問題は取り上げさせていただきたいと思いますが、どれぐらい親さんが苦しんでいらっしゃるのか、子供だけの問題ではなく、そして親さんたちも生活があります。一家を支えていかなければならないというところで、子ども部長もいらっしゃいますので、その辺連携をぜひ取っていただきたい。

ファミリー・サポート・センターでは、中高生の送迎に限ってもうやっているんですよ。予算要らないじゃないですか。そういったところで連携を取って、早期にできることからやって

いただきたいなと思います。タクシー券も毎日使うわけではないと思います。親さんが送迎できるときには送迎し、どうしても無理なときにはタクシーチケットを使うということで、予算もそれほどかかるわけではない。そして国のほうも補助制度、かなり出してきていると思いますので、うまく使いながら、この地域第1号の取組としてスタートしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そして、では、1番目の公共下水道の関係から行きたいと思います。

先ほどから既に取り組み始めたよというお話がありました。

今回驚いたのは、手続の不備という、また不備やないと言われるかもしれないですけども、うっかりミスでは済まされないようなことが今回裁判の中で明らかになりました。明日になったら770万円の負担金を請求する権利をなくしていたんですよ、手続ミスにより。そんなことも明らかになってきたわけです。

こういった問題を、やはり二度と起きないように、そんな仕組みをつくっていかねばならないというふうに思っています。

市長に一度お伺いしたいんですが、この裁判の結果についてです。

10年間に一企業に770万円を支払わなくてもいいよという優位な立場を与えたということ、そして私今回終わってから思っているのが、延滞金のことを思っています。市民の方々の今1割が延滞金が支払われていないというふうに聞いています。仮に、平成25年にきちんと納付書を渡して手続を踏んでいて、この10年間滞納していたのならば、どれだけの延滞金がつくか。770万が1,350万ぐらいに、倍近くに支払額が膨らむんです。延滞金が600万ぐらいつくんです。厳しい言い方をすれば、明日になったら1,350万ぐらいの損失が市に出ていたということになると思います。

市としてこの問題について、10年間私はずっと調べて、決してこの条例違反を皆さんが気づいていなかったわけではない。気づいてたけれども放置したということはもう明らかになっているわけです。市としてどのような責任の取り方をするのか、またどうこの判決を受け止めているのか、市長にお伺いをしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

議員からもお話がございましたが、平成25年に交付した除外は令和2年12月に是正をさせていただきました。

今回の裁判におきましては、先ほど部長からも答弁させていただきましたが、いずれの徴収猶予に関しても違法であるとは言えないとの判決が下されましたが、しかしながら、控訴審におきましては、3度目の猶予決定に関しては、賦課徴収措置を取らないことは違法であるという判決が下されました。

この判決を真摯に受け止め、現在は当該事業者に対し、粛々と徴収手続を実施させていただいております。我々といたしましては、このようなことがないようにしっかりと努めていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

市長は、3度目の徴収猶予が違法だという答弁がありました。10年にわたり条例違反をしてきたんだという判決なんです。これ3度目の徴収猶予が違反ですよと言っているわけではなくて、3度目しか今動いていない、過去に終わってしまったので、その部分については違法だとか違法でないとか裁判所では判決できないので、今有効な3回目だけについて違法ですよと言ったのであって、判決文は平成25年から10年間にわたり条例の違反を分かっているながら工夫して免除してきたんだという文章になっているんです。

それだけ重い。公文書の中にちょこちょこ残っているんですよ。これは解決しなきゃいけない案件だと申し送りの中にもあるんです。でも、面倒だからやらなかったのかどうか分かりませんが、それぐらいやはり重い責任が私はあると思っています。

粛々とやっていくんだということについてはいいんですが、総額でかなりの損害が出る可能性があった。この問題について、市としての責任はどう考えるのか、再度市長、お伺いをしたいと思います。

### ○市長（日永貴章君）

当然、市としては責任があるというふうに思っております。しっかりと対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

ぜひ今回の問題を、やっぱり全庁舎内で共有していただきたいんです。最初の段階で、やはり脅迫的な言動によるという判決文に出てきているんですが、そういった事態になったときに共有できる体制がない。一つの部署で抱えてしまう。そういった体制になっていると思います。

私は、合併したときに口利き制度をこの愛西市に提案して、そういったことがあったら記録に残す要綱等が残っていると思います。私はそういったものももう一度復活させて、各部署でどんなことが起きているのかきちんと共有できるような仕組みの構築を望みたいと思います。

また今回、何度も議会の中で取り上げました。原因究明を本当に積極的にされたのでしょうか。私は退職者にも尋ねるべきだという話を、この議会の中で聞きました。でも、退職者には聞かないという判断をされました。当時の担当者にしっかり聞き、そこで対策を取っていれば、こんなことにはならなかったのではないのでしょうか。

そしてもう一つ、今回の裁判で気づいたことは、今回条例の中に、市長が判断できる。どの条例にも市長が判断できるという、そんな条文があります。それを悪用と言ったら申し訳ないですけれども、うまく利用している場合もあるかもしれません。それを利用して、間違った方向の判断をしていないのか、やはり全庁でそれを確認する必要があると思います。

私たち議会も一緒です。議長が判断できるという文言がいっぱいあるんですけれども、それはその条例の趣旨、条項の趣旨に見合ったものでないと判断ができないんです。だから、そういった条例の読み解き方についてもしっかりと共有をしていただきたいなというふうに思っています。

いろんなときに、先ほども弁護士という話が出ましたが、困ったときに弁護士に相談をされ

ること、これはいいことだと思います。でも、法律の前に一般常識というのがあるんだなというのを今回の判例で思いました。

社会通念上、こんなことは認められないんだと。法律をうまく駆使すれば逃れられるかもしれないけれども、社会通念上、一般常識で考えれば、こんなことはしちゃいけないんだと、そういうことが判決で出ております。これは最後、市長には答弁を求めませんが、この判決文をしっかりと共有し、下水道課も持っていると思いますので、この部分は市の職員みんなに役立つことだなというところの共有をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今日は監査委員の方に答弁ということで、お願ひをしました。本当にありがとうございます。少し聞きにくいとか、こんなこと聞きたくないなということをおし上げるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

こちらのほうに監査請求と住民訴訟の仕組みというのがあります。監査請求、住民訴訟というのは、市民に認められた参政権です。最初に監査請求をして、その結果に不服があるとき、必ず住民訴訟の前には監査請求をしなければならないというのが法律です。

今回の件は、監査委員会に、私だけではなくほかの方も監査請求をされていますので、4回にわたってこの問題が監査委員会にかけられました。

しかし、却下、棄却という結果になりました。しかし、裁判の中では市が監査委員会へ報告したものでさえ書き間違えたとか、しっかりと監査委員会で報告した文章を書き間違えたとか市が主張したりして、勝つがために恥ずかしい主張がありました。これは記録として残るので、本当に私としては心が痛い思いがしております。

監査委員の方にお願ひしたいのは、市の主張のみを信じ、調査が不十分だったのではないのでしょうか。こういった住民訴訟をしようとする、時間と根気だけでなく裁判費用というのが100万円ぐらいかかってしまう。この国が認めた参政権でありながら、誰もが挑戦できるものではありません。だからこそ、住民訴訟に至らないように、全ての公文書を監査委員の方は黒塗りじゃなくて見ることができる立場です。そういった立場ですので、監査委員会には中立な立場で判断していただくことがお願ひしたいことでもあります。

裁判がなければ、監査委員会が市に大きな損失を与えたと言ってもいいような事案だったと私は思っています。法令改正もあって、市独自の監査、外部監査などいろいろ市独自で工夫ができるようになりました。この判決を受け、監査委員会の今後の運営について考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○監査委員（戸谷・治君）

住民監査請求において、請求の要件を欠いているため、棄却または却下という判断をし、それぞれ監査委員会の協議・検討及び確認の下に厳正に処理してまいりました。

御指摘の件につきましては、担当課へは、毎月実施する例月出納検査で随時事情を聴取しております。裁判で明らかになった事実につきましては、引き続き注視してまいります。

今後の運営につきましては、監査機能の充実は大変重要であり、住民監査請求のみならず、

定期監査、決算審査、財政援助団体監査、日々の監査において、法令・規則等を遵守しているかどうかをしっかりとチェックし、公平で、住民全体の利益の確保の観点で監査の運営に努めてまいり所存でございます。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

ぜひ今後、全国でまれに見る、今回判決が出たわけで、やはりこの要件を満たしていないからとおっしゃったんですが、要件を満たしていなければ裁判は成立しなかったわけですが。そういった部分で、本来は、監査というのは裁判よりも幅が広くて、違法性だけしか裁判では判決が出ないんですけれども、監査のほうは不当性、ちょっと条例を守っていないとか、そういった不当性のところまで幅広く活動ができるのが監査委員会であります。

先ほど申し上げましたように、私はもっともっと市がやっていることを容認する組織ではなく、中立的にやはり条例にのっとった運営ができているのか、そしてやはり監査請求があったら、そこで判断して終わりではなく、この部分が心配だなというところがあれば、引き続きしっかりと見ていていただく必要があるのではないかということ、今回つくづく裁判をしながら思いました。

情報公開請求、本当にたくさんしました。黒塗りのものを白くするのに審査会にまで行って意見陳述をし、書類を整え、証拠を整え、まずは黒を白にするというところからしました。

でも、監査委員の方々は、こんな苦勞なしで、全ての文書が閲覧できる立場です。いろんな不正と言ったら申し訳ないですけれども、事前にいろんなことを防ぐことができる立場ではないかというふうに感じました。

そういった面で、私は応援のつもりで申し上げておりますので、ぜひ地域で誇れるような監査委員会、そして予算が必要であれば、こういった仕組みにするのに専門家が必要だとか、そんな機能の充実を求めたいと思いますが、その点最後に一言答弁のほうをよろしく願いいたします。

#### ○監査委員（戸谷・治君）

御指摘のこと、ごもっともでございますので、しっかりと取り組んでまいります。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

今回、この裁判の結果について、議員の皆さんにも職員の皆さんにも、何が起きたかというのを共有するという事で少したくさんお話をさせていただきました。

本当に私は、議員という立場ですが、この裁判は一市民としてやらせていただきました。でも、市民がやるというのは本当にハードルが高いものです。今日、監査委員の方にもこれから努力をしていただけるということでしたが、できれば裁判にまで行かず、監査委員会の中で厳しく中立的なチェックがされることをこれからも望んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

では次に、ワクチンの関係でお伺いをしたいと思います。

河合議員がエネルギーに質問をしてくださりましたので、少し絞ってお話をさせていた

だきたいと思います。

本当にしっかりと答弁していただきたいんです。事実をしっかりと。

私はこの、抗議文の警察を呼ぶという文言まで事前に了解して送付したんですかというお話をさせていただきました。私への答弁では理解できませんでしたが、河合議員への答弁では、弁護士が勝手にと言ったら変ですけども、市の了解を得ずに御遺族の代理人に送ったんだと、それで間違いはなかったですか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

そのとおりでございます。

○7番（吉川三津子君）

やっと私が求めた答弁が出てきました。

でも、この代理人弁護士というのは市の看板をしょって、そして受け取った弁護士は御遺族の看板をしょってやり取りをしているわけですので、その辺、市長が出して御遺族が受け取ったというふうに私は取っているんですが、そういう認識はないのでしょうか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

この件につきましては、市側の代理人が御遺族の代理人宛てに発出したものでございます。また、作成についても弁護士が作成をし、相手方弁護士に発出したものです。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

ですからね、代理人弁護士って一体どういう立場なののでしょうか。市の、市長の代理ではないですか。違いますか。何の肩書もなしで出されたんですか、弁護士。市の代理人として出されたということは、市の責任で出された文書ということによろしいですか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

今回、双方のやり取りの中で、約束を守っていただけなかったということで、弁護士同士の情報の中でのやり取りで、弁護士同士で発出したものでございます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

だから、個人の弁護士が電話しているようなものとは違いますよねと、正式な文書ですよ。代理、市の代理の弁護士だから。普通そうでしょう。

今回この文書に対して、市として責任ある文書とは言えないんですか。これ市に代わって出したわけなので、市が出したと同様の文書ですよ。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

あくまでも、代理人弁護士宛てに発出したものでございます。

○7番（吉川三津子君）

あのね、きちんとやっぱり行政用語的なことはつかんだ上で答弁してほしくて、代理人って一体何なのか。御遺族の代理人弁護士は御遺族が受け取ったとして受け取っていますよ。こちらは市が出したとして出しているという関係ですよ。代理というのは。

それは当たり前じゃないですか。先ほどから社会通念上という言葉を使わせてもらっていま

すけれども、代理人が出したら市が出したんですよ。代理人の弁護士が受け取ったら御遺族に代わって弁護士が受け取っただけの、代わって受け取ったり出したりしているだけの話ですよ。

その中で、今回の内容というのは妥当だと思っているのか。私としては、市民に脅迫するような警察を呼びますよというような、御遺族でなくても一般市民に対してこういった文書が出るというのは大変問題だと思っていますが、そういったことについては何ら市のほうでは問題に思っていないのか、その辺確認をさせていただきたいと思います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

この件につきましては、代理人弁護士が段取り等について事前にお約束した事柄を守っていただけなかったという事実がございますので、代理人弁護士同士で調整をした文書になります。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

答弁になっていなくてね、市としては問題ないと思っているんですかということですよ。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

代理人同士が作成した文書でありますので、お答えは控えさせていただきます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

あのね、こうしたやり取りが御遺族と市との間に溝をつくるんですよ。

私、今日の質問というのは、できれば本当は訴訟してほしいなという思いで実はここに立っています。訴訟というのは個人情報、きっと御遺族の家族のこと、看護師の皆さんも医師の方も、そして職員個々のことも全部表に出されるんですよ。信頼関係をしっかりつくって、市民と市という関係でこの問題を解決するというのが、私は多くの方々の将来、今後にとって幸せなことかなと思っていました。

私は御遺族の方からこの抗議文の前までは、もう疲れたからこの辺で終わりにしたいという話もお聞きしていました。でも、この抗議文が引き金になって、こういった方向に行ったのは事実なんです。

だから、今までも、市長に何度も申し上げて申し訳なかった。でも、最後には弔問に行ってください。そういった人と人との関係をしっかりと構築して解決をしてほしいということで、今回もここに立ちました。

私が通告を出したときには、まだ裁判の提訴の話は出ていなかったです。でも、残念ながらそういった方向に行っちゃっています。

私、この抗議文を見て、私の裁判のときと一緒にだということも思いました。下水道の裁判のときに、一市民として裁判している私に、私の議会だよりを証拠に出して、政治的パフォーマンスだとか、そういった主張をしてくる市って、一体何なんだろう。市民をどう思っているんだろう。そんなことを思いました。

ですから、もう少し、それは御遺族にとっては納得のいかない家族の死です。声を荒げることもあるでしょう。やはりそういったことも理解し、全体にとって何が幸せにつながるのか、

その点をしっかり見極めて動いていただけないものかと思いました。

裁判で負けてはならないということで、防御をどんどんしていく。それによって信頼関係をなくす。そういうことはやめませんか。そういったことで今回いろいろ発言させていただいております。裁判になったとしても和解とか、いろんな方法が出てくると思います。できるだけ歩み寄りながら、職員も含めた皆さん、御遺族も含めた皆さんの幸せを第一に考えて解決をしていただきたいと思います。

最後に市長、御意見だけお伺いしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

今回の案件につきましては、我々といたしましても当然いい方向で何とかできればいいなという事は思っておりますし、今後についても対応していきたいというふうに思っております。以上です。

**○7番（吉川三津子君）**

ありがとうございます。

とにかく隠すことなく、正直にやっていきましょう。

そのときに正直に、問題を外に出し、共に解決策を考えていく、そんなことをしていかないと、何か不備があるとそれを隠そう隠そうとしていると、どんどん問題が大きくなっていくということを私は今回本当に痛切に感じておりますので、私も知恵を絞ります。共に愛西市のために活動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時35分といたします。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位15番の12番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤議員。

**○12番（佐藤信男君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

大項目1つ目、佐屋老人福祉センターの利用について、大項目2つ目、骨粗鬆症検診の現状と今後について、それぞれ質問をさせていただきます。御答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、大項目1つ目の佐屋老人福祉センターの利用者について質問をさせていただきます。

佐屋老人福祉センター湯の花の里は、合併以前の旧佐屋町時代に老人福祉センターとして開

所、それ以後、毎年非常に多くの方に利用していただいている施設です。

このセンターでは、高齢者の方からの相談、健康増進、教養の向上、レクリエーションの推進などを図り、高齢者の心身の健康増進に役立っている施設であります。市にとっても、健康増進、健康寿命の延伸という意味においては、市民の健康に大きく貢献している施設ではないでしょうか。

ここで、少し現場写真を見ていただきます。

こちらのほうは、佐屋老人福祉センターの湯の花の里の外観でございます。

こちらのほうは、少しアップになっております。

建物の中ですけれど、こちらのほうは、研修会などを行う場所となっております。

こちらのほうは、レクリエーションとか軽い運動などを行う場所となっております。

次は、休憩をされる場所となっております。

次は、今は設定していないんですけれど、食事とか談笑をする和室で、休憩する場所でございます。

次が、入り口入ったところなんですけれど、テレビを見たりとか、それからお茶とかジュースなどが飲める休憩場所です。奥のほうでちょっと見にくいなんですけれど、カバーがかぶせてあるんですけれど、ビリヤードができる場所となっております。

こちらのほう、こちらも同じように休憩、談笑する場所です。

次が、こちらのほうは、見てのとおり卓球ができる場所です。

次が、カラオケができる場所であります。

次が、マッサージチェア、マッサージ機が置いてある、機械で、非常にリラックスできる場所であります。

次が、更衣室ですね。温泉に入る前の更衣室であります。

次が、浴室ですね。こちらのほうが全部で3か所あります。多少大きい小さいはあるんですけれど、こういった3か所です。

それでは、順番に質問のほうをさせていただきます。

数年前に指定管理者が替わるということがありましたが、15年前、10年前、5年前、3年前、そして最近の福祉センターの利用者数の推移をお伺いいたします。

また、利用者を拡大するための検討などをされたのかお伺いいたします。

次に、大項目2つ目の骨粗鬆症と現状対応について質問をさせていただきます。

我が国は、世界有数の長寿国であり、平均寿命は延伸しています。しかし、幾ら平均寿命が延伸していても、不健康な期間が延びるだけでは意味がありません。個人の日常生活の質の低下を防ぐことと社会的負担を軽減することの両面から、健康で活動的に暮らせる期間、すなわち健康寿命を延ばすことが重要だと考えられています。特に近年では、骨粗鬆症は、がんや脳卒中、心筋梗塞のように直接的に生命を脅かす病気ではありませんが、骨粗鬆症が原因による骨折から介護が必要になってしまう人が少なくありません。こんなことから、医療や介護の点から大きな注目を浴びております。

骨粗鬆症とは、骨の強度が低下し、骨折しやすくなる骨の病気をいいます。骨粗鬆症により骨がもろくなると、つまずいて手や肘をついたり、くしゃみをしたなどの僅かな衝撃で骨折してしまうことがあるそうです。また、骨粗鬆症は、痛みなどの自覚症状がないことが多く、定期的に骨密度検査を受けるなど、日頃から細やかなチェックが必要とのことです。

そこでお尋ねいたします。

まず、骨粗鬆症の検査方法はいろいろあるとお聞きしておりますが、具体的にどのような方法なのかお伺いします。また、一番普及している検査方法はどれですか、お伺いします。

次に、骨粗鬆症は、女性に多い病気とのことですが、乳がん、子宮がん、それと骨粗鬆症の検診の受診率とその推移について、5年前、3年前、最近をお伺いします。骨粗鬆症につきましては、分かれば男女別でお伺いいたします。

以上で総括質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず私からは、佐屋老人福祉センターの利用者数の推移についてお答えします。

15年前は12万4,337人、10年前は11万9,101人、5年前は11万6,953人、3年前は3万9,590人、令和4年度は6万5,995人でした。

続きまして、利用者拡大策などの検討については、令和2年度から現在の指定管理者が運営しており、同時期から新型コロナウイルス感染症が蔓延したため、令和5年度の5月までは感染症対策に注力する結果となりました。そうした状況の下、利用者数増加のため、自主事業でロコモ予防教室、脳トレ体操などを実施し、また新規利用者へサークル活動を積極的に紹介しています。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、大項目2点目、骨粗鬆症検診の現状と今後について、まず検査方法についてです。

骨粗鬆症検査は、骨の中にカルシウムやリンなどのミネラルがどれだけ含まれているかを測定する骨密度検査によって骨の強さを判定します。一般的には、腰椎または大腿骨付近をエックス線撮影するDXA（デキサ）法、かかとやすねの骨を超音波で測定する超音波法、手の骨とアルミニウム板を同時にエックス線撮影し、濃度を比べるMD法の3種類があります。この中で一番普及している検査方法は、本市の集団検診でも実施しています超音波法です。

続きまして、受診率についてです。

5年前を平成30年度、3年前を令和2年度、最近については令和4年度における各検診の受診率を順に申し上げます。

平成30年、乳がん14.2%、子宮がん15.3%、骨粗鬆症検診、男性3.6%、女性7.7%、計5.7%。令和2年、乳がん11.1%、子宮がん13.4%、骨粗鬆症検診、男性1.9%、女性4.9%、計3.4%。令和4年、乳がん14.5%、子宮がん17.3%、骨粗鬆症検診、男性2.9%、女性6.4%、計4.7%。

推移としましては、骨粗鬆症検診の受診率は、いずれの年度においても女性が男性の倍以上の受診率ではありますが、それでも乳がん・子宮がん検診に比べれば半分にも満たず、受診率

が低い状況です。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

それぞれ御答弁ありがとうございます。

では、大項目1つ目の佐屋老人福祉センターの利用について再質問をさせていただきます。

センターの利用者については、過去、毎年10万人以上の利用者があったのですが、コロナの影響で利用者が減ってきて、最近になり元に戻りつつあるのが分かりました。また、今後はロコモ予防教室、脳トレ体操などを実施し、利用者数の増加を図るとのことです。愛西市の高齢者人口は増加しておりますので、利用者の拡大に努めていただけますようお願いいたします。

次に、センターの運営についての質問です。

数年前に指定管理者が替わりました。運営に関して比較すると、メリットなどがあればお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

前回の指定管理業務では介護事業者が運営していましたが、現在は施設の老朽化が進んでいることで、より一層建物管理の重要性が高まっています。今回の指定管理者は、ビルメンテナンスにおいて実績があり、設備の故障時には修繕に迅速に対応ができていることや、環境面でエコチューニングの手法により、光熱水費の抑制に成果を上げていることがメリットであると考えています。以上です。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

センターの施設自体が相当老朽化してきており、今後の大きな課題であると考えます。

では、運営に関して、利用者から意見を聞くようなことをしているのかお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

利用者から年に一度はアンケートを実施し、その後の運営のために活用しています。以上です。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

利用者から意見を聞き、運営に生かすことは大切だと感じております。

では次に、湯の花の里の老朽化した部分などについて、今後、修繕などの予定があるのかお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

毎年優先順位の高い部分から修繕を行っています。

今後の予定として、時期は未定ですが、浴槽の修繕やボイラー、エレベーターなどの更新が必要になると考えています。以上です。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

修繕料などの経費的な問題があると思いますが、適切な時期に修繕の対応をお願いいたしま

す。

次は、センターの活用についての質問をさせていただきます。

温泉がある施設に毎日多くの高齢者が安らぎや楽しみを求めて集まってみえる施設です。有効活用することは大切なことだと思います。

では、お尋ねします。

センターで長時間利用者の方に対する昼食や、その場所の提供などの対応はどうなっているのかお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

昼食の提供はしていませんが、弁当の宅配業者を紹介しています。また、北館2階の和室と南館2階のロビーは、昼食場所として利用していただいています。以上です。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

利用者の中には高齢な方も見えると思いますが、各種の相談などの体制はあるのかお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

利用者からの相談には、その都度対応しています。特に看護師が常駐しており、いつでも健康相談に応じられる体制となっています。

また、利用者には何か異変があれば声をかけ、必要であればすぐに地域包括支援センターへつなぐよう連携を取っています。以上です。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

理想かもしれませんが、あの佐屋老人福祉センターへ温泉に入りに行けば、相談事、悩み事は全て解決できる。行政の縦割り業務であっちやこっちの場所に行かなくても、おおむねのことは解決ができる。そんなことができるようになったら素晴らしいことではないでしょうか。難しいけれど、検討のほうをよろしくお願いいたします。

質問を続けます。

では、健康増進や教養の向上などの提供はしているのかお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

月に2回、看護師による健康教室を開催しています。また、月に1回、脳トレも実施しています。以上です。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

レクリエーションの推進など、具体的な活動があればお伺いいたします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

利用者は、卓球、カラオケ、囲碁、将棋、マージャン、ビリヤードなどを楽しんでおられます。以上です。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

やはり体を動かしたり頭を使ったりすることは、いつまでも必要なことだと思います。

センターへ来訪される方はいろいろな生活環境の方が見えると思いますが、医療機関への受診勧告や保健指導は行っているのかお伺いいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

看護師が必要に応じて行っています。以上です。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、受診勧告や保健指導以外で高齢者の方の生活支援や介護予防の呼びかけなどはしているのかお伺いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

利用者からの相談対応やロコモ予防体操、脳トレ体操などの教室、市の一般介護予防事業のおでかけサロンを通じて行っています。以上です。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、同じように独り暮らしの高齢者や利用者へのオレオレ詐欺や自転車に乗るときのヘルメットの着用などの注意勧告や呼びかけをしているのかお伺いいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

特殊詐欺の予防については、館内掲示や警察署より提供されました詐欺予防のメッセージが入った風呂おけを利用して注意喚起しています。

また、ヘルメットの着用については、職員が声がけし、啓発に努めています。以上です。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

愛西市が誇る天然温泉付老人福祉センター湯の花の里は、より多くの方が一日ゆっくりと過ごしていただける場所で、安らぎの施設になればと考えております。利用者の方からは、老人福祉センター湯の花の里は我々にとって生きがいの場所だという声をよく耳にします。どうか湯の花の里が今後一層有効に活用されるようになり、愛西市にとっても高齢者の方にとってもますますよい施設だと言われるように運営されますことをお願いいたします。

それでは、大項目2つ目の骨粗鬆症検診の現状と今後について再質問をさせていただきます。

骨粗鬆症検診の受診率は、乳がん、子宮がんと比較すると受診率が低いのが分かりましたが、その理由が分かればお伺いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

各種がん検診については、早期発見、早期治療が予後を大きく左右するものであるため、受診率向上のため様々な形で検診の受診勧奨を行っています。一方で、骨粗鬆症は、がんと異なり急速な症状の変化がないことから、骨粗鬆症検診の優先度と認知度が低いからではないかと

考えます。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

骨粗鬆症で骨折しやすい部位は、背骨、足の付け根、手首、腕の付け根だそうです。また、背骨が体の重みで押し潰れてしまうことを圧迫骨折といい、背中や腰が曲がるなどの原因となるそうです。圧迫骨折が生じて、単なる腰痛として見過ごしたり、痛みを感じなかったりした場合もあり、1か所骨折するとその周囲の骨にも負担がかかり、連鎖的な骨折につながりやすいため、早期発見、早期治療が重要なことだそうです。

また、足の付け根は、骨折すると歩行が困難になり、要介護状態になるリスクが高く、その原因は85%は転倒ですので、骨粗鬆症の治療とともに、転倒予防も重要なポイントだそうです。

そこで質問させていただきます。

骨粗鬆症に関する健康相談の内容についてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

健康相談は、定例で実施している健康相談日のほか、電話や面接等で随時相談を受け付けております。

骨粗鬆症に関する相談の内容としては、検診結果についての質問や精密検査が必要となられた方からの受診先に関するお問合せ、あるいは日常生活における予防方法のお尋ね等です。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

それでは、次へ進めさせていただきます。

健康推進課のほうで地域保健対策協議会を開催されていますが、この協議会はどんなことを協議するのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

市民の健康管理思想の普及並びに健康増進及び保健事業の円滑な運営を図ることを目的として設置されたものです。その目的を達成するために、市が実施する保健事業の計画決定や事業執行への指導・連絡調整、そのほか事業の企画・普及に関することを協議しています。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

では、協議会において、骨粗鬆症に対する指摘などがあればお伺いします。また、その対応についてもお伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

健康なまちづくり事業の成果と骨粗鬆症の検診の結果をリンクさせ、ウォーキングに参加した人がどのように変化したか、要精密検査者がどれだけ減少したのか等を見てはどうかとの御指摘をいただきました。

令和2年9月定例会の一般質問において佐藤議員よりその名称の御提案をいただきましたあいさい健康ロードが、本年、市役所から親水公園にかけて整備され、ウォーキングにも取り組みやすい環境が整いました。骨粗鬆症予防に骨密度を上げるためにはカルシウムの摂取が不可欠ですが、カルシウムの吸収を手助けするビタミンDは、日光浴によって体内で合成されます。市民の皆様が骨密度アップを目標に、ぜひ太陽の下、あいさい健康ロードで日光浴を兼ねたウォーキングに御利用いただけるよう、今後とも周知、PRに努めてまいります。以上でございます。

### ○12番（佐藤信男君）

骨粗鬆症とウォーキングの関係の答弁がありました。ウォーキングの必要性がよく分かりました。

ウォーキングをする場所が「あいさい健康ロード」と名称がつけられ、本年、市役所から親水公園にかけて整備され、ウォーキングをする場所が完成したということですね。本当によかったです。ありがとうございます。

答弁にありましたように、令和2年9月議会において、議会だよりにも掲載のとおり、あいさい健康ロードの建設は可能かということで一般質問をさせていただきました。水環境整備事業でゲノタ幹線水路の両側の施設等の整備が行われ、令和5年の今年、市役所南の桜並木から親水公園総合体育館北側までが完成しました。ゲノタ幹線水路の管理道は、あいさい健康ロードとして遊歩道に生まれ変わり、多くの市民の方に早朝から夕方まで散歩道として利用されています。地域住民の方は、非常に喜ばれております。

蛇足ではありますが、先ほど答弁がありましたように、令和2年9月議会において、ゲノタ幹線水路の両側の遊歩道をあいさい健康ロードと名づけたらと提案させていただきました。その結果を採用していただき、誠にありがとうございます。

また、あいさい健康ロードという看板も設置され、遊歩道の路面にも距離表示がされています。本当にありがとうございました。

ここで、少し現場写真を見ていただきたいと思います。

こちらのほうは、市役所南の桜並木の周辺で、ベンチも設置されています。

次が、親水公園までの散歩途中にある休憩場所であります。

こちらのほうが遊歩道です。景色もよく、気候がよければよい散歩道だと思います。

同じように遊歩道ですが、左下のところに、地面にシールが貼ってあり、スタートから400メートル、こんなような表示がしてあります。

こちらは、右のほうに橋が架かっておりますけど、こちらは新たに橋が架けられました。

こちらのほうは、親水公園北側の遊歩道でございます。

ここは、横断が非常に危険だということで、県道ですけれども、新たに横断歩道が設置された場所でございます。

次は、遊歩道の路面に貼られた散歩の案内シールです。

こちらも、同じように路面に貼られた散歩の案内シールでございます。

こちらのほう、案内看板ですね。一番下にあいさい健康ロードというふうに表示されております。

こちらも、コースが違いますけれど、同じように、これも路面に表示してある。これも看板です。

ありがとうございます。たくさんの写真を見ていただきましたが、当然であります、施設は完成したら終わりではありません。どんどん有効活用することが必要です。市民の皆さんの健康寿命を延ばすことが本来の目的でありますので、市民の方の活用促進の周知、PRをよろしくお願いいたします。

また、骨粗鬆症に対する効果的な散歩歩数は7,000歩、運動は、時間にして15分以上活動すれば予防に効果があることが分かっています。また、効果的なウォーキングのポイントもあるそうです。そういった指導も今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次に健康日本21について質問させていただきます。

まず健康日本21とは、健康増進法に基づいて策定される国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針のことで、正式には21世紀における国民健康づくり運動、略して健康日本21とといいます。

また、健康増進法とは、国民の健康づくり、疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環としてつくられた法律です。2002年8月2日に公布され、2003年5月1日から施行されました。国民は、健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないとし、健康づくりに取り組むことを国民の責務としております。

では、現在、健康日本21の第2次が継続中ですが、第3次の計画の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

本市の健康日本21計画は、国や愛知県の計画に基づき推進しております。国の第2次健康日本21計画は、平成25年度から令和4年度末までとされていましたが、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画等の計画期間と健康日本21に続く次期プランの期間が一致され、健康日本21の期間が1年間延長されることとなりました。これに伴い、市の計画についても、平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間と定めていたものを、令和6年度まで現在の計画を推進する方針としました。

国の第3次健康日本21計画は、令和6年度から17年度までの12年間で予定されており、市の計画については、令和6年度に現行計画の評価と次期計画の策定準備を進め、令和7年度から18年度までの12年間で予定しています。以上でございます。

#### ○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、国が示す第2次と第3次の計画の大きな違いはどんなことかお伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

国における評価において、第2次計画で設定された目標のうち、健康寿命については着実に延伸しているものの、一部の指標、特に生活習慣に関するものについては、悪化または目標に到達していない状況となっています。

これを受けて、第3次計画では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をビジョンとし、誰一人取り残さない健康づくりの推進とより実効性を持つ取組に重点が置かれることとなります。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

では、骨粗鬆症への第3次計画の具体的対応内容についてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

先ほど申しあげました誰一人取り残さない健康づくりとより実効性を持つ取組を推進するため、性差に着目した取組として女性の健康を明記し、健康に関心の薄い者など、幅広い世代に対して生活習慣改善のアプローチをする自然に健康になれる環境づくり及びウェアラブル端末、スマートウォッチやアプリの利活用等による個人の健康情報の見える化・利活用などの視点が取り入れられます。

骨粗鬆症については、女性の健康の中で骨粗鬆症検診の受診率が新たな目標に設定されます。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

骨粗鬆症については、検診の受診率が新たに目標設定されるということが分かりました。

では、今後、受診率向上のための方策の検討はどのようにするのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

現在も検診対象者への受診方法等を周知する冊子や受診券等を個人通知するほか、広報「あ いさい」や市のホームページで周知、受診勧奨を行っています。

今後も様々な機会を捉え、骨粗鬆症と骨密度についてより多くの方に御理解いただきながら、受診率向上に向けて対応を工夫してまいります。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

今回は、高齢者に関する質問をさせていただきました。

家に閉じ籠もり、社会とのつながりが薄くなり、人とのつながりがなくなってしまうと、鬱病や認知症のリスクが高まってまいります。高齢者一人一人に応じた食生活、身体活動による体力維持、社会活動への参加を行うこと等により、生活の質の向上を図っていくことが大切です。

また、生活習慣病の発病予防と重症化予防には、健康的な生活習慣の実践を推進するとともに、健康診査によって自分の健康状態を知り、生活習慣の改善や医療機関への受診等、必要な保健行動を取ることが重要です。理解はしていてもなかなか実行できないのが実情ではありま

すが、国民の責務となっておりますので、ぜひ社会とのつながりが薄い人や生活習慣病の人は心がけていただきたいと思います。そうすることによって、健康寿命の延伸に向けて、疾病や老化等による身体機能の、生活機能の低下を防ぎ、高齢者の社会参加を促進して要介護状態になる時期を遅らせることはできます。ひいては、それが、今12月議会で上程されましたが、国民健康保険の料率にも行く行くは大きな影響を及ぼしていくものと思っておりますので、より多くの市民の方が健康寿命の延伸に努力していただきますことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

12番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月11日 9時30分より開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時16分 散会

